

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見及び事業者の見解

5.1 知事の意見及び事業者の見解

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第4条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5-1に示すとおりである。

表 5-1 計画段階環境配慮書に対する知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 本計画段階配慮書では、事業位置や規模の検討の経緯が具体的に示されていない。事業の位置や規模の決定は環境影響評価手続において重要であることから、環境面からの検討の経緯について方法書に記載すること。</p>	<p>事業位置については、環境面の比較・評価も踏まえて建設候補地の比較・検討を行っており、その選定経緯の概要は、計画段階環境配慮書と同様に、2-6 ページに記載しました。</p> <p>また、事業の規模（処理能力）については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）等に基づき、現時点で想定される必要な規模を算出したものであり、その算出根拠は 2-8 ページに記載しました。</p>
<p>(2) 配慮書において設定された複数案については、単一案に絞り込むに至った検討の経緯及び内容を方法書に記載すること。</p>	<p>計画段階環境配慮書において設定した複数案（煙突高さ）については、計画段階環境配慮書における大気質及び景観に対する影響の比較評価の結果のほか、住民意見等も踏まえて 59 m案を採用することとしました。</p> <p>なお、当該検討経緯等は、「第7章 7.1 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に記載しました。</p>
<p>(3) 環境影響評価項目の選定については、既存施設の解体を行う場合には、必要に応じて見直しを行い、それに伴う騒音、振動、粉じん、廃棄物の発生等による影響を検討すること。</p>	<p>既存施設の解体工事は、本事業の実施に必要な行為ではなく、別の目的で行う別事業であること、また、具体的な実施時期や方法等の詳細は未定であることなどから、本環境影響評価の対象外とすることで考えています。</p> <p>ただし、当該解体工事の実施にあたっては、別途、可能な限り環境に配慮した施工を行うものとし、その環境配慮の方針については、参考として「第2章 2.8 環境保全のための配慮事項」に記載しました。</p>
<p>(4) 環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うとともに、住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、環境影響評価および事業計画へ反映するよう努めること。</p>	<p>環境影響評価手続の実施に当たっては、可能な限り、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うよう努めます。</p> <p>また、環境影響評価手続における意見聴取等により住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、可能な限り、環境影響評価及び事業計画へ反映するよう努めます。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(5) 環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討すること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討します。</p> <p>なお、対象地域において特徴的な歴史的文化的遺産（坑道跡）や自然環境（猛禽類）については、対象地域及び環境要素に精通する専門家等へのヒアリングを実施したうえで、調査、予測及び評価等を実施します。</p>
<p>(6) 方法書以降の図書の作成に当たっては、既存施設との比較を交えつつ、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう配慮すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」における対象事業の経緯・目的（2-1 ページ）や、公害防止目標値（2-16 ページ～）については、現状・既存施設との比較を示すなどにより、分かりやすく示すことに留意しました。</p> <p>また、今後の図書や説明資料の作成に当たっては、必要に応じ、既存施設との比較を交えるほか、専門的な表現を可能な限り避け、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう努めます。</p>
<p>2 個別的事項</p>	
<p>【大気環境】</p>	
<p>(1) 施設配置、処理方式等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。</p>	<p>今後、施設配置等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による影響を調査、予測及び評価するとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> <p>なお、焼却施設の処理方式については、ストーカ式及びシャフト炉式について、「直近10年の実績、持続可能な廃棄物処理、立地条件への対応、経済性、エネルギー利活用、カーボンニュートラル、災害への対応」の観点で比較検討を行った結果、ストーカ式を選定することとしました。（2-11 ページ参照）</p>
<p>(2) 焼却施設からの排ガスによる影響について、最新の気象データ及び地形を反映した調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>大気質に係る調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域付近における最新の地上気象（風向・風速、日射量・放射収支量）について、1年間連続の詳細な調査を行うほか、上空風の状況等を把握するため、四季の上層気象調査を実施します（6-13 ページ～参照）。</p> <p>焼却施設からの排ガスによる影響の予測及び評価においては、当該気象観測データを用いるとともに、地形の起伏を考慮した詳細な拡散予測を行います。</p>

知事意見	事業者の見解
【水環境】	
(3) 工事時における濁水の影響について検討すること。	工事時における濁水(水質)の影響について、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。
【動物・植物・生態系】	
(4) 対象実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されているため、現地調査を適切に実施した上で、生息・生育環境への影響を把握し、必要に応じて保全措置を検討すること。	対象実施想定区域及びその周辺においては、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されており、事業の実施により影響が生じる可能性が考えられることから、動物・植物・生態系を環境影響評価項目として選定し、現地調査を適切に実施します。 その結果を踏まえ、生息・生育環境への影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
【景観】	
(5) 煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とすること。	煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とするよう留意します。
【廃棄物等】	
(6) 工事に伴い発生する廃棄物について、適切に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。	工事に伴い発生する廃棄物については、適切に処理するとともに、リサイクルの推進に努めます。
【温室効果ガス等】	
(7) 可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減すること。また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減が図られるよう検討すること。	可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減するよう務めます。 また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減に留意して検討します。

5.2 一般の意見及び事業者の見解

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第4条の6第1項の規定に基づき環境の保全の見地からの一般の意見を求めた結果、同条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）第2条の7第5項の規定に基づく意見書が1通提出された。

当該意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表 5-2に示すとおりである。

表 5-2 計画段階環境配慮書に対する一般の意見及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>1 事業の目的及び内容</p>	
<p>令和27年 佐賀県人口は65万人、本市人口は85,955人とされ、令和2年国勢調査による117,373人から約28%減少するものと推計されている。そう考えると、当然ごみの排出量も減少していくと考えられる。</p> <p>本市の持続的発展を考慮して、中長期的な視点に立ち、予防保全型の計画的な維持管理を柱とした長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてほしい。</p>	<p>現施設におきましては、平成26年度から長寿命化事業を行い、延命化を図ったところでございますが、新施設についても、中長期的な視点に立ち、ストックマネジメントの考え方や環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を踏まえて長寿命化を図る予定としており、ライフサイクル全体で安全でかつ経済的な施設に資する施設となるように努めてまいります。</p>
<p>3章 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況（P.3-3）について、ごみ処理施設がダイオキシン類など各種有害物質に対して、厳しい排ガスや排水などの基準値をクリアしながら運転管理されていると思う。</p> <p>しかし、運転管理においては、低炭素及び循環型社会を実現するための目指す具体的指標値などが無いと思う。今後、これらの目指すべき指標設定が課題であり、低炭素、循環型社会に対応した新ごみ処理施設整備事業の実現に向けて押し進めてほしい。</p>	<p>本市では、プラスチックの資源化を進めていくほか、新施設の整備事業においては、ごみ発電設備の整備や脱炭素技術の導入により、脱炭素社会及び循環型社会の形成に対応してまいります。</p> <p>具体的な指標については、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に記載のあるエネルギー回収率（方式・規模により異なる）を遵守し、適切な温室効果ガスの削減を目指していきます。</p> <p>なお、本市では令和5年3月に「唐津市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、「唐津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年には実質ゼロとすることを目標として掲げており、廃棄物部門におきましても、2030年度に同比0.4%削減、2050年度に同比22.1%削減できるように努めてまいります。</p>
<p>6章 総合評価の部分について「環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。」とある。</p> <p>新ごみ処理施設の運転管理においては、環境保全措置の面だけではなく、エネルギー的、経済的、マテリアル的側面からも対策の検討を行なってほしいと考える。</p>	<p>環境影響評価においては、佐賀県環境影響評価条例及び同技術指針を踏まえ、環境への影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を今後選定し、当該項目についての調査、予測・評価を行った上で、必要な環境保全対策を検討していきます。</p> <p>ご意見のエネルギー的、経済的、マテリアル的側面での対策については、施設整備基本計画の策定に向けた検討等において、留意してまいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
2 計画段階配慮事項に係る調査・予測及び評価の結果、総合評価	
<p>表2-6 複数案の設定の煙突の高さについて、A案59m、B案80mとある。</p> <p>概要でも既存施設の煙突の高さはA案59mと同様の高さである。</p> <p>景観についてもP.6-1の中で、A案は、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、景観への影響は小さいとのことである。</p> <p>A案は航空法の観点からもクリアしているようで、これからもA案の導入には賛成である。</p>	<p>ご意見のとおり、景観への影響については、A案（59m案）及びB案（80m案）共に、影響は小さいと考えています。また、A案はB案に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案の方が相対的に優位と評価しています。</p> <p>煙突高さについては、計画段階環境配慮書におけるこれらの評価の結果及びいただいたご意見等も踏まえ、決定していきたく考えています。</p>
3 その他	
<p>本市のごみの搬入量は、平成26年度が36,390トンで、平成17年度以降は、わずかに減少傾向。焼却後の最終処分については、唐津市清掃センター最終処分場が満杯のため、焼却残渣等は、（一般財団法人）佐賀県環境クリーン財団が設置した最終処分場クリーンパークさがに、焼却固化灰は、大分市に搬入している。</p> <p>いつまでもクリーンパークさがや大分市に依存することはできない。本市で出たごみは最終処分まで本市で行うべきが基本。最終処分場の確保は課題であり、新ごみ処理施設整備事業については、早急に進めなければいけない案件である。</p> <p>そのためには地域住民との話し合いで理解を得なければならない。十分な説明と配慮をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市で排出されたごみについては、本市で最終処分まで行うことが基本であることから、最終処分場の確保は課題であると認識しています。</p> <p>現在は老朽化している「ごみ処理施設」の整備を優先しておりますが、最終処分場については、早急に場所等を含め整備計画を進めるべきと認識はしております。仮に建設に向けた事業に着手した場合には、地域住民への十分な説明や配慮を行うとともに、理解を得られるように努めてまいります。</p>

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業はごみ焼却施設の設置であり、現在の対象事業実施区域は、主に市街地（人為的に造成された平地を主とした土地）及び二次林が主要な環境となっている。なお、環境影響評価の実施にあたっては、対象事業実施区域内で計画している関連施設であるマテリアルリサイクル推進施設の事業影響も考慮する。

以上を踏まえて、環境影響評価で対象とする事業（行為・要因）を、以下の①～③に示すとおり選定する。

- ① 対象事業実施区域の造成に伴う土地の改変
- ② 「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」に係る工事の実施
- ③ 「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」に係る存在及び供用

6.2 影響要因の区分

対象事業の実施に係る影響要因は、本事業に係る「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」において、表 6.2-1に示すものが考えられる。

表 6.2-1 影響要因の区分

影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	建設機械の稼働	・造成工事、施設の建設工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用の資材及び機械の搬出入等に際して対象事業実施区域に至る現道を資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という。）が運行する。
	造成等の施工による一時的な影響	・造成工事に伴い、一時的に裸地面が発生し、降雨時に周辺河川に濁水が流出する可能性がある。 ・対象事業実施区域は現在主に二次林となっている土地であり、造成工事に伴い、一部で自然環境の改変が生じる。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	・新たに「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」が出現する。
	施設の稼働	・「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」が稼働する。
	廃棄物の搬出入	・「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」への廃棄物の搬出入を行う車両（施設関連車両）が主要地方道52号や一般国道203号を走行する。
	廃棄物の発生	・造成工事や施設の建設工事により、建設副産物（建設発生土）が発生する。 ・「ごみ焼却施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」の供用により、ごみ処理後の廃棄物（残渣等）が発生する。

6.3 環境影響評価項目の選定

6.3.1 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業に係る環境影響評価項目の選定については、事業特性、地域特性、計画段階配慮事項の検討の経緯及び「第5章 計画段階環境配慮書に対する知事の意見及び事業者の見解」に示す意見等を踏まえつつ、「佐賀県環境影響評価技術指針」（平成11年佐賀県告示第464号）に基づき、対象事業の実施に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を勘案して検討した。

選定した環境影響評価の項目は、表 6.3-1に示すとおりである。

選定した環境要素は、「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「地形及び地質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「景観」、「歴史的文化的遺産」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」の14項目である。

表 6.3-1 影響要因と環境要素の関連

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施		存在・供用					想定される影響要因	
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一時的な影響	造成等の施工による存在	地形変化及び施設の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入		廃棄物の発生
							排ガス	排水	機械等の稼働			
大気環境	大気質	硫黄酸化物					○					【存在・供用】施設の稼働(排ガス)
		窒素酸化物	○	○			○				●	【工事の実施】建設機械の稼働・工事用車両の運行 【存在・供用】施設の稼働(排ガス)・施設関連車両の走行
		浮遊粒子状物質	○	○			○				●	【工事の実施】建設機械の稼働・工事用車両の運行 【存在・供用】施設の稼働(排ガス)・施設関連車両の走行
		粉じん等	○	○						●	○	【工事の実施】建設機械の稼働・工事用車両の運行 【存在・供用】施設の稼働(機械等の稼働)・施設関連車両の運行
		大気質に係る有害物質					○					
	騒音	騒音	○	○						○●	○●	【工事の実施】建設機械の稼働・工事用車両の運行 【存在・供用】施設の稼働(機械等の稼働)・施設関連車両の走行
	振動	振動	○	○						○●	○●	【工事の実施】建設機械の稼働・工事用車両の運行 【存在・供用】施設の稼働(機械等の稼働)・施設関連車両の走行
	悪臭	悪臭				○●	○		○●			【存在・供用】施設の存在・施設の稼働(排ガス・機械等の稼働)
水環境	水質	水の濁り			○							【工事の実施】造成等の施工
		水の汚れ						×				—
		水質に係る有害物質						×				—
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×						—
		土壌に係る有害物質					○					【存在・供用】施設の稼働(排ガス)
動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○						【工事の実施】造成等の施工 【存在・供用】地形改変
植物		重要な種及び群落			○	○						【工事の実施】造成等の施工 【存在・供用】地形改変
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○						【工事の実施】造成等の施工 【存在・供用】地形改変
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○				○		【工事の実施】工事用車両 【存在・供用】施設の存在・施設関連車両の走行
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						【存在・供用】施設の存在
歴史的文化的遺産		歴史的文化的遺産				○						【存在・供用】地形改変
廃棄物等		廃棄物								○		【存在・供用】廃棄物の発生
		建設工事に伴う副産物			○							【工事の実施】造成等の施工
温室効果ガス等		二酸化炭素					○		○			【存在・供用】施設の稼働(排ガス・機械等の稼働)

注1) 大気質に係る有害物質：塩化水素、ダイオキシン類、水銀

注2) ：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられている項目

注3) ：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針において、調査項目として挙げられている項目

注4) ○：ごみ焼却施設による影響を対象に選定する項目

●：マテリアルリサイクル推進施設による影響を対象に選定する項目

×：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられているが選定しなかった項目

6.3.2 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由

環境要素の選定理由は、表 6.3-2に示すとおりであり、本事業の実施に伴い周辺環境に影響を与えるおそれがあると考えられる環境要素を選定した。

表 6.3-2(1) 選定した環境要素及びその理由

環境要素の区分		選定した理由
大気質	硫黄酸化物、大気質に係る有害物質	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（硫黄酸化物、大気質に係る有害物質のうちダイオキシン類）の影響については、計画段階環境配慮書において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象の調査、対象事業実施区域及びその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏及び現況の大気汚染の状況等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働、工事車両の運行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響については、計画段階環境配慮書において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象の調査、対象事業実施区域及びその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏及び現況の大気汚染の状況等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	粉じん等	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働、工事車両の運行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における大気質への影響が想定されることから選定した。
騒音	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働、工事車両の運行及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における騒音の影響が想定されるほか、施設の稼働に伴い、これらの保全対象住居等における騒音、超低周波音の影響が想定されることから選定した。	
振動	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、建設機械の稼働及び工事車両の運行、施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、これらの保全対象住居等における振動の影響が想定されることから選定した。	
悪臭	対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が存在し、施設の使用及び稼働に伴い、これらの保全対象住居等における悪臭の影響が想定されることから選定した。	

表 6.3-2(2) 選定した環境要素及びその理由

環境要素の区分		選定した理由
水質 (水の濁り)		造成等の施工により発生した裸地等からの降雨時の濁水は、側溝を經由して下流河川（公共用水域）へ排水する計画としている。このため、濁水の発生により公共用水域の水質への影響が想定されることから選定した。
地形及び地質 (土壌に係る有害物質)		施設の稼働に伴い、煙突排ガス中の有害物質が土壌に沈着する可能性があることから選定した。なお、対象項目は、煙突排ガスの主要な有害物質のうち、土壌に係る環境基準が定められているダイオキシン類を対象とする。
動物		対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地、市街地の他、芳谷川、坊中川が存在しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な動物種が確認されているため、造成等の施工による濁水の発生及び地形改変に伴い、動物への影響が想定されることから選定した。
植物		対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地、市街地の他、松浦川水系芳谷川、坊中川が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な植物種が確認されているため、造成等の施工による濁水の発生及び地形改変に伴い、一部の植生の消失等による植物への影響が想定されることから選定した。
生態系		対象事業実施区域及びその周辺には二次林や農耕地の他、松浦川水系芳谷川、坊中川が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において注目種の生息が確認されているため、造成等の施工による濁水の発生及び地形改変に伴い、一部の植生の消失等による生態系への影響が想定されることから選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場		対象事業実施区域周辺には徳須恵川遊歩道、松浦川遊歩道、古窯の森公園、四季の丘公園及び波多川公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、工事用車両の運行、施設の存在及び施設関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場におけるアクセス特性や利用性・快適性の変化が想定されることから選定した。
景観		対象事業実施区域周辺には主要な眺望点及び景観資源として、自然景観資源として選定されている岸岳や、県指定史跡の岸岳城跡等が存在し、地形改変及び施設の存在に伴い、それらの眺望景観に与える影響が想定されることから選定した。 なお、施設の存在に伴う景観の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺からの眺望景観の変化を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や景観資源等の地域特性並びに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
歴史的文化的遺産		対象事業実施区域周辺には肥前陶器窯跡や鶴殿石仏群等の有形の文化財が存在するほか、産業遺産の芳谷炭坑跡が存在し、地形改変による歴史的文化的遺産への影響が想定されることから選定した。
廃棄物等	廃棄物	施設の供用に伴い、新施設からの焼却残渣等の廃棄物の発生が想定されることから選定した。
	建設工事に伴う副産物	造成等の施工により、建設工事に伴う副産物の発生が想定されることから選定した。
温室効果ガス		施設の稼働に伴うごみの焼却や機械等の稼働による温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。

6.3.3 環境影響評価の対象としなかった環境要素及びその理由

「水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）」及び「地形及び地質（重要な地形及び地質）」の項目は、表 6.3-3に示すとおり、周辺環境に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価の対象とする環境要素として選定しない。

表 6.3-3 選定しなかった環境要素及びその理由

環境要素の区分	選定しない理由
水質 （水の汚れ、水質に係る有害物質）	施設排水は、施設内で処理後、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
地形及び地質 （重要な地形及び地質）	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は分布しておらず、重要な地形及び地質は改変されないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

6.4 現況調査の実施計画及び予測・評価手法

調査及び予測手法の選定に当たっては、事業特性・地域特性を踏まえ、計画段階環境配慮書に対する知事意見等に留意しつつ、「佐賀県環境影響評価技術指針」（平成11年佐賀県告示第464号）（以下「県技術指針」という。）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）（以下「生活環境調査指針」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課）（以下「面整備マニュアル」という。）を参考に検討した。

環境影響評価において現況調査及び予測・評価を行う項目は、表 6.4-1に示すとおりである。また、環境要素ごとの調査及び予測・評価の手法は「6.4.1 大気質」～「6.4.14 温室効果ガス等」以下に示すとおりである。

なお、「大気質（微小粒子状物質）」、「水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）」及び「土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）」は、事業実施前の現状把握を目的として現況調査のみを実施する項目であり、当該調査計画は資料編に示す。

表 6.4-1 現地調査、予測・評価を行う項目

環境要素の区分		影響要因の区分	現地調査	工事の実施					存在・供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材の搬入	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働	排ガス	排水	機械等の稼働	廃棄物の搬出入
大気環境	大気質	硫酸化合物	○					○					
		窒素化合物	○	○	○			○				○●	
		浮遊粒子状物質	○	○	○			○				○●	
		粉じん等	○	○	○						●	○	
		大気質に係る有害物質	○					○					
	騒音	騒音	○	○	○						○●	○●	
	振動	振動	○	○	○						○●	○●	
	悪臭	悪臭	○				○●	○		○●			
水環境	水質	水の濁り	○			○							
		水の汚れ	○						×				
		水質に係る有害物質	○						×				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×						
		土壌に係る有害物質	○					○					
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○			○	○						
植物		重要な種及び群落	○			○	○						
生態系		地域を特徴づける生態系	○			○	○						
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○		○		○					○	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○				○						
歴史的文化的遺産		歴史的文化的遺産	○				○						
廃棄物等		廃棄物										○	
		建設工事に伴う副産物				○							
温室効果ガス等		二酸化炭素						○		○			

注1) 「水質（水の汚れ・水質に係る有害物質）」は表 6.3-3 に示した理由により環境影響評価の対象外とした項目であるが、参考として、事業実施前の現況把握を行うものである。

注2) ：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられている項目

注3) ：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針において、調査項目として挙げられている項目

注4) ○：ごみ焼却施設による影響を対象に選定する項目

●：マテリアルリサイクル推進施設による影響を対象に選定する項目

×：佐賀県環境影響評価技術指針において参考項目として挙げられているが選定しなかった項目

6.4.1 大気質

大気質に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-2、表 6.4-4、表 6.4-6及び表 6.4-8に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-3、表 6.4-5、表 6.4-7及び表 6.4-9に示すとおりである。

表 6.4-2 事業特性及び地域特性（大気質：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・建設工事による建設機械の稼働により、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、粉じん等の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・地域特性の調査区域において、気象の調査は実施されていない。 ・地域特性の調査区域において、大気質の調査は実施されていない。

表 6.4-3(1) 調査、予測・評価手法等（大気質：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目	影響要因の区分	調査及び予測・評価の手法	手法の選定理由			
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)	建設機械の稼働	調査すべき情報	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。			
		調査の基本的な手法		1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況		
				2) 気象（地上気象）の状況		
				現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		
				1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況		
				窒素酸化物	オゾンを用いる化学発光法とする。	
				浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法とする。	
				粉じん等（降下ばいじん）	ダストジャーによる捕集法とする。	
				2) 気象（地上気象）の状況		
				地上気象	風向・風速	風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。
					気温	白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。
		湿度			高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。	
		日射量			熱電堆式全天日射計を用いる手法とする。	
		放射収支量			熱電堆式放射収支計を用いる手法とする。	
		調査地域		大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、粉じん等及び気象は対象事業実施区域付近とし、大気質（粉じん等を除く）は対象事業実施区域付近に加え、卓越風向による影響にも留意し、調査地域内の東西南北に位置する集落の代表地点とする。					
	1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況					
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	図 6.4-1 に示す 5 地点（対象事業実施区域付近 1 地点及びその周辺集落代表 4 地点）とする。				
	粉じん等（降下ばいじん）	図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。				
	2) 気象（地上気象）の状況					
地上気象	図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。					
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。					
	1) 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況					
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。				
	粉じん等（降下ばいじん）	30 日間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。				
	2) 気象（地上気象）の状況					
地上気象（通年）	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。					

表 6.4-3(2) 調査、予測・評価手法等（大気質：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子状 物質、粉 じん等)	建設機械 の稼働	予測の基 本的な手 法	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	ブルーム式及びパフ式による計算に基づく理論計算により年平均値を予測する。	(前表参照)
			粉じん等 (降下ばいじん)	技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、調査地域内の東西南北に位置する集落の代表地点とする。		
		予測対象 時期等	建設機械の稼働に伴う大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。		
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 建設機械の稼働に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>		

表 6.4-4 事業特性及び地域特性（大気質：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 工事用車両の運行により、工事用車両の主要な走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 対象事業実施区域周辺において、気象の調査は実施されていない。 対象事業実施区域周辺において、大気質の調査は実施されていない。

表 6.4-5(1) 調査、予測・評価手法等（大気質：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由			
環境要素の区分	影響要因の区分						
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況 2)気象（地上気象）の状況		県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。		
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。				
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況				
			窒素酸化物	オゾンを用いる化学発光法とする。			
			浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法とする。			
			粉じん等（降下ばいじん）	ダストジャーによる捕集法とする。			
			2)気象（地上気象）の状況				
			風向・風速	風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。			
			調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
			調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、工事用車両の主要な走行ルートである主要地方道 52 号及び一般国道 203 号線の沿道の代表地点とする。			
				1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況			
		窒素酸化物		図 6.4-1 に示す 3 地点（主要な走行ルートにおける台数			
		浮遊粒子状物質		負荷が分散する前の地点）とする。			
		粉じん等（降下ばいじん）		図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。			
		2)気象（地上気象）の状況					
		地上気象	図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。				
		調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。				
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況				
			窒素酸化物、浮遊粒子状物質			1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。	
			粉じん等（降下ばいじん）			30 日間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。	
2)気象（地上気象）の状況							
地上気象	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。						
予測の基本的な手法	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	ブルーム式及びパフ式に基づく理論計算を基本とした方法により年平均値を予測する。					
	粉じん等（降下ばいじん）	技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。					

表 6.4-5(2) 調査、予測・評価手法等（大気質：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子 状物質、 粉じん 等)	資材及び 機械の運 搬に用い る車両の 運行	予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	(前表参照)
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、工事用車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号線の沿道の代表地点とする。	
		予測対象 時期等	工事用車両の運行に伴う大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の運行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 工事用車両の運行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-6 事業特性及び地域特性（大気質：施設の稼働）

当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・ごみ焼却施設の稼働により、ごみの焼却に伴う煙突排ガスの排出が、マテリアルリサイクル推進施設の稼働により粉じん等が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・対象事業実施区域周辺において、気象の調査は実施されていない。 ・対象事業実施区域周辺において、大気質の調査は実施されていない。

表 6.4-7(1) 調査、予測・評価手法等（大気質：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質 (硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質)	施設の稼働	調査すべき情報	1) 大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質）の濃度の状況 2) 気象（地上気象、上層気象）の状況	県技術指針及び生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		
	1) 大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質）の濃度の状況				
	硫黄酸化物		紫外線蛍光方式とする。		
	窒素酸化物		オゾンを用いる化学発光法とする。		
	浮遊粒子状物質		ベータ線吸収法とする。		
	粉じん等（浮遊粉じん）		類似他事例の施設での測定結果を収集・整理する。		
	塩化水素		イオンクロマトグラフ法とする。		
	ダイオキシン類		ハイボリュームエアサンプラー捕集法等とする。		
	水銀		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」等に定める方法とする。		
	2) 気象（地上気象、上層気象）の状況				
	地上気象		風向・風速		風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。
			気温		白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。
			湿度		高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。
		日射量	熱電堆式全天日射計を用いる手法とする。		
放射収支量		熱電堆式放射収支計を用いる手法とする。			
上層気象	ラジオゾンデ観測による手法とする。（観測高度：地上より50～100m間隔、上空1500m程度まで）				
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。				

表 6.4-7(2) 調査、予測・評価手法等（大気質：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質 (硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質)	施設の稼働	調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、粉じん等及び気象は対象事業実施区域付近とし、大気質(粉じん等を除く)は対象事業実施区域付近に加え、卓越風向による影響にも留意し、調査地域内の東西南北に位置する集落の代表地点とする。		(前表参照)
			1) 大気質(硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質)の濃度の状況		
			硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	図 6.4-1 に示す 5 地点(対象事業実施区域付近 1 地点及びその周辺集落代表 4 地点)とする。	
			粉じん等(浮遊粉じん)	類似他事例の施設の位置とする。	
			2) 気象(地上気象、上層気象)の状況		
			地上気象	図 6.4-1 に示す 1 地点(対象事業実施区域付近)とする。	
			上層気象	図 6.4-1 に示す 1 地点(対象事業実施区域付近)とする。	
	調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。			
		1) 大気質(硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質)の濃度の状況			
		硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	1 週間×4 季(春、夏、秋、冬)とする。(塩化水素・水銀は 24 時間値、ダイオキシン類は 7 日間値を測定する。)		
		粉じん等(浮遊粉じん)	1 週間×4 季(春、夏、秋、冬)とする。		
		2) 気象(地上気象、上層気象)の状況			
		地上気象	1 年間(1 時間値を連続測定)とする。		
		上層気象	7 日間(8 回/日)×4 季(春、夏、秋、冬)とする。		
	予測の基本的な手法	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	プルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。また、1 時間値(短期濃度)については、大気安定度不安定時のほかに、短期的に高濃度が生じる可能性がある上層逆転層発生時(リッド)や接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)、煙突ダウンウォッシュ発生時、建物ダウンウォッシュ発生時の予測を行う。		
粉じん等(浮遊粉じん)		類似他事例の施設の収集・整理及び環境保全措置の内容を踏まえた定性的な方法とする。			

表 6.4-7(3) 調査、予測・評価手法等（大気質：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質 (硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質)	施設の稼働	予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	(前表参照)
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、調査地域内の東西南北に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は大気質に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設の稼働に係る大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-8 事業特性及び地域特性（大気質：廃棄物の搬出入）

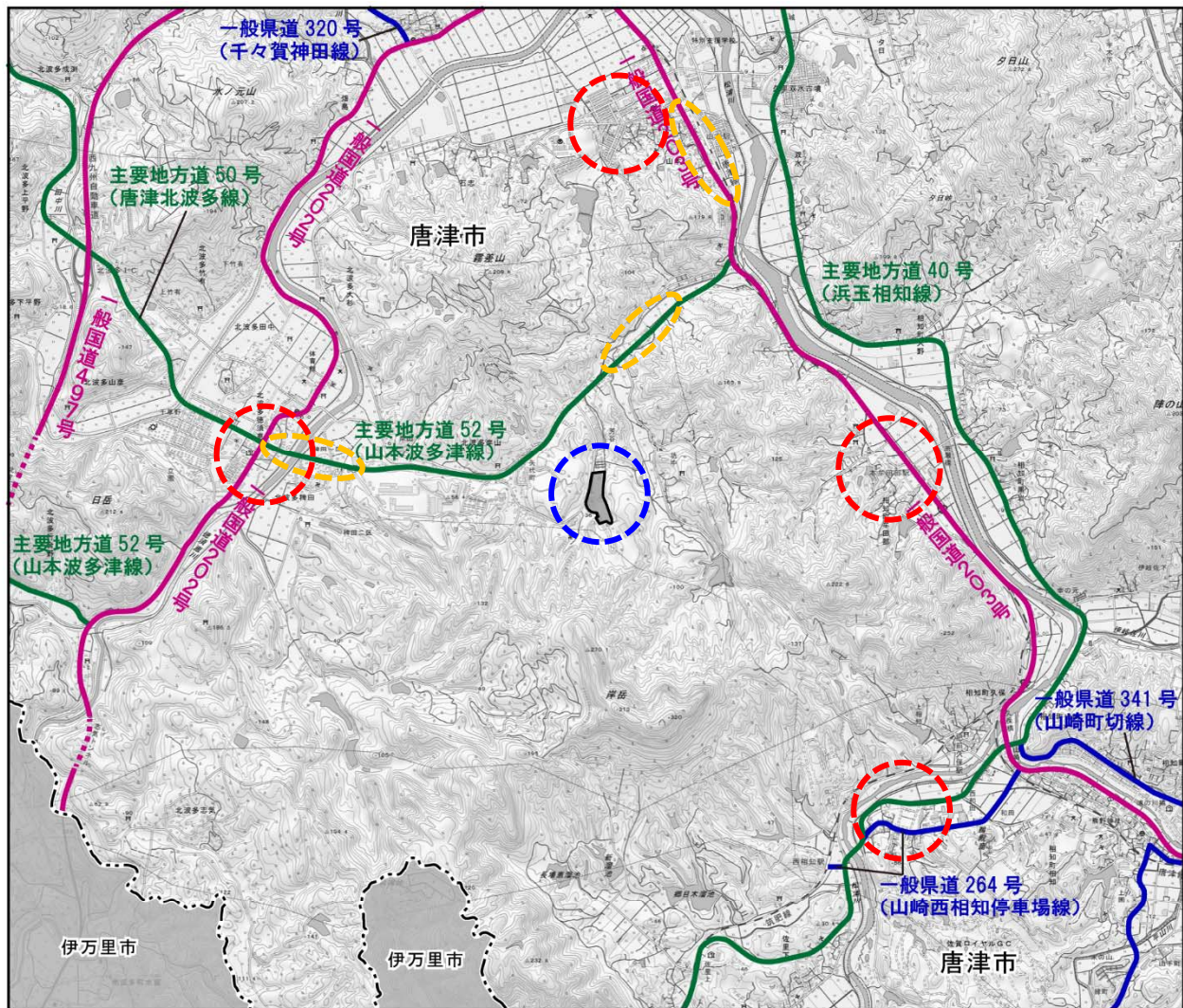
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主要な走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 対象事業実施区域周辺において、気象の調査は実施されていない。 対象事業実施区域周辺において、大気質の調査は実施されていない。

表 6.4-9(1) 調査、予測・評価手法等（大気質：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）	廃棄物の搬出入	調査すべき情報	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況 2)気象（地上気象）の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況		
			窒素酸化物		オゾンを用いる化学発光法とする。
			浮遊粒子状物質		ベータ線吸収法とする。
			粉じん等（降下ばいじん）		ダストジャーによる捕集法とする。
		2)気象（地上気象）の状況			
		風向・風速	風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。		
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、施設関係車両の主要な走行ルートである主要地方道 52 号及び一般国道 203 号の沿道の代表地点とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況		
			窒素酸化物		図 6.4-1 に示す 3 地点（主要な走行ルートにおける台数
			浮遊粒子状物質		負荷が分散する前の地点）とする。
			粉じん等（降下ばいじん）		図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。
		2)気象（地上気象）の状況			
地上気象	図 6.4-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。				
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。				
	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況				
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。			
	粉じん等（降下ばいじん）	30 日間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。			
	2)気象（地上気象）の状況				
地上気象	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。				
予測の基本的な手法	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	プルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。			
	粉じん等（降下ばいじん）	技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。			

表 6.4-9(2) 調査、予測・評価手法等（大気質：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子 状物質、 粉じん 等)	廃棄物の 搬出入	予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	(前表参照)
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号の沿道の代表地点とする。	
		予測対象 時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は大気質に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	



凡例

■ 対象事業実施区域

— 一般国道

— 主要地方道

— 一般県道

○ 大気質（4季）調査地点（周辺集落代表地点4地点）

○ 大気質（4季）・地上気象（通年）・上層気象 調査地点（事業実施区域付近1地点）

○ 大気質（沿道環境）調査地点（3地点：工事用車両及び施設関係車両の主要な走行ルート沿道）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

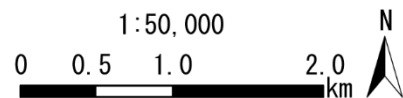


図 6.4-1 大気質・気象現地調査地点位置図

6.4.2 騒音

騒音に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-10、表 6.4-12、表 6.4-14及び表 6.4-16に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-11、表 6.4-13、表 6.4-15及び表 6.4-17に示すとおりである。

表 6.4-10 事業特性及び地域特性（騒音：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 建設工事による建設機械の稼働により、騒音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 対象事業実施区域周辺は、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域に指定されていない。 対象事業実施区域周辺において、道路交通騒音及び環境騒音の調査は実施されていない。

表 6.4-11(1) 調査、予測・評価手法等（騒音：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 騒音の状況（環境騒音） 2) 地表面の状況 3) 周辺住居等の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
			1) 騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
			2) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。（文献調査）	
		調査地域	3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）	
			音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。	
			1) 騒音の状況（環境騒音） 図 6.4-2 に示す 3 地点（対象事業実施区域敷地境界付近 2 地点及び最寄民家付近 1 地点）とする。	
			2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	3) 周辺住居等の状況 騒音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）	
音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。				
1) 騒音の状況（環境騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日の既存施設稼働時・非稼働時に各 1 回とする。（24 時間）				
	2) 地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）			
	3) 周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）			

表 6.4-11(2) 調査、予測・評価手法等（騒音：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	建設機械 の稼働	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とし、予測式は（社）日本音響学会による「建設工事騒音の予測モデル（ASJ CN-Model）」を使用する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 建設機械の稼働に係る騒音に関する基準又は目標として、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-12 事業特性及び地域特性（騒音：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・工事用車両の運行により、工事用車両走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 ・施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺は、騒音に係る環境基準の類型を定めてはめる地域に指定されていない。 ・対象事業実施区域周辺において、道路交通騒音の調査は実施されていない。

表 6.4-13(1) 調査、予測・評価手法等（騒音：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由	
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 騒音の状況（道路交通騒音） 2) 交通量の状況 3) 地表面の状況 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。		
			2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量を測定する。また、ストップウォッチ等により走行速度を計測する。		
			3) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。（文献調査）		
		調査地域	4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）		
			音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
			音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、工事用車両の主要な走行ルートである主要地方道 52 号及び一般国道 203 号線の沿道の代表地点とする。		
			1) 騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.4-2 に示す 3 地点（主要な走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。		
		調査地点	2) 交通量の状況 「1) 騒音の状況（道路交通騒音）」と同様の地点とする。		
			3) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）		
			4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 工事用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）		
音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。					
調査期間等	1) 騒音の状況（道路交通騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（16 時間）				
	2) 交通量の状況 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）				
	3) 地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）				
	4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする。（文献調査）				

表 6.4-13(2) 調査、予測・評価手法等（騒音：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とし、予測式は、(社)日本音響学会による「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model)」を使用する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるとおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、工事用車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号の沿道の代表地点とする。	
		予測対象時期等	工事用車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る騒音に関する基準又は目標として、「騒音に係る環境基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-14 事業特性及び地域特性（騒音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・施設（ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設）の稼働により、騒音又は超低周波音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・対象事業実施区域周辺は、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域に指定されていない。 ・超低周波音については、環境基準等の定めはないが、参考指標として、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年 環境省環境管理局大気生活環境室）に基づき策定された「低周波音問題対応のための評価指針」において、「心身に係る苦情に関する参照値」が示されている。 ・対象事業実施区域周辺において、環境騒音の調査は実施されていない。

表 6.4-15(1) 調査、予測・評価手法等（騒音：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
騒音	施設の稼働	調査すべき情報	1) 騒音の状況（環境騒音） 2) 超低周波音の状況	3) 地表面の状況 4) 周辺住居等の状況	県技術指針及び生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。			
			1) 騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。			
			2) 超低周波音の状況			
			現地調査 類似事例調査	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁大気保全局）に定める方法とする。		
		3) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。（文献調査）				
		4) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）				
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近、北側敷地境界の最寄民家付近及び既存の類似施設敷地境界付近の地点とする。			
			1) 騒音の状況（環境騒音） 図 6.4-2 に示す 3 地点（対象事業実施区域敷地境界付近 2 地点及び最寄民家付近 1 地点）とする。			
2) 超低周波音の状況						
現地調査 類似事例調査	図 6.4-2 に示す 3 地点（対象事業実施区域敷地境界付近 2 地点及び最寄民家付近 1 地点）とする。 既存の類似施設敷地境界付近 2 地点とする。					
3) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）						
4) 周辺住居等の状況 騒音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）						

表 6.4-15(2) 調査、予測・評価手法等（騒音：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
騒音	施設の稼働	調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。		(前表参照)
			1) 騒音の状況（環境騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日の既存施設稼働時・非稼働時に各 1 回とする。(24 時間)		
			2) 超低周波音の状況		
			現地調査	1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日の既存施設稼働時・非稼働時に各 1 回とする。(24 時間)	
			類似事例調査	任意の時期（既存の類似施設稼働時）に 1 回（24 時間）とする。	
			3) 地表面の状況 直近の情報とする。(文献調査)		
			4) 周辺住居等の状況 直近の情報とする。(文献調査)		
			予測の基本的な手法		
1) 騒音の状況（環境騒音） 生活環境調査指針に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とし、予測式は生活環境調査指針に基づく騒音の距離減衰式を使用する。					
2) 超低周波音の状況 距離減衰式等による計算又は類似事例の引用による定性的な方法とする。					
予測地域		調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
予測地点		音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、対象事業実施区域付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。			
予測対象時期等		事業活動が定常の状態に達する時期又は騒音に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。			
評価手法		<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」、「低周波音問題対応の手引書」に基づく「心身に係る苦情に関する参照値」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>			

表 6.4-16 事業特性及び地域特性（騒音：廃棄物の搬出入）

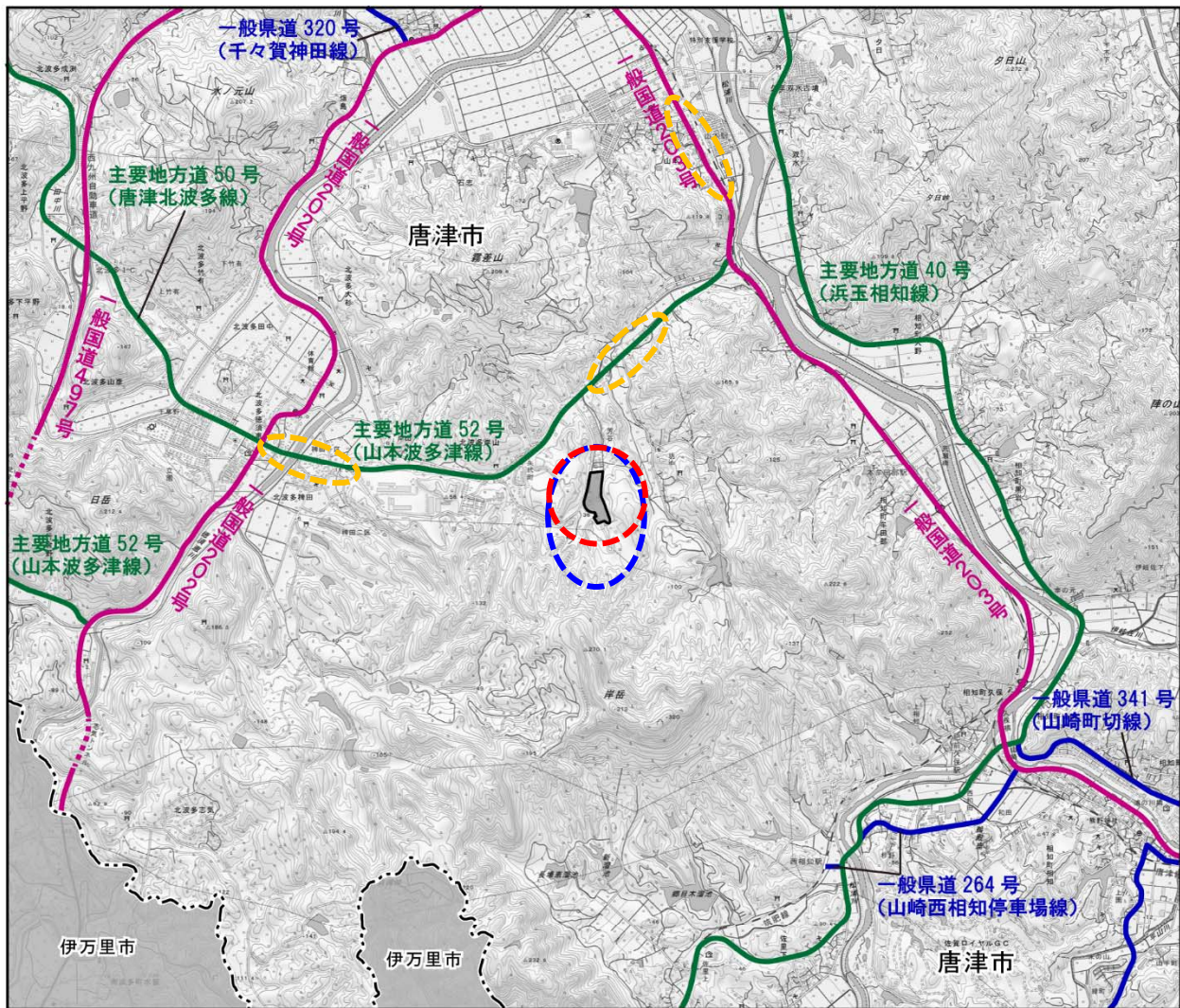
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主要な走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 ・施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺は、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域に指定されていない。 ・対象事業実施区域周辺において、道路交通騒音の調査は実施されていない。

表 6.4-17(1) 調査、予測・評価手法等（騒音：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査及び予測・評価の手法	手法の 選定理由		
騒音	廃棄物の 搬出入	調査すべき 情報	県技術指針 及び技術手 法に基づく 手法を参考 に選定した。		
		調査の基本 的な手法		1) 騒音の状況（道路交通騒音） 2) 交通量の状況 3) 地表面の状況	4) 施設関連車両の走行が予想され る道路の沿道の状況
				現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
				1) 騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
				2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量及び平均走行速度を計測する。	
		調査地域		3) 地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。（文献調査）	
				4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地点		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
				音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道 52 号及び一般国道 203 号線の沿道の代表地点とする。	
				1) 騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.4-2 に示す 3 地点（主要な走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。	
				2) 交通量の状況 「1) 騒音の状況（道路交通騒音）」と同様の地点とする。	
		調査期間等		3) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）	
				4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	
				音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。	
				1) 騒音の状況（道路交通騒音） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（16 時間）	
2) 交通量の状況 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）					
3) 地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）					
4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする。（文献調査）					

表 6.4-17(2) 調査、予測・評価手法等（騒音：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	廃棄物の 搬出入	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とし、予測式は、(社)日本音響学会による「道路交通騒音の予測モデル (ASJ RTN-Model)」を使用する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号線の沿道の代表地点とする。	
		予測対象 時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は騒音に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る騒音に関する基準又は目標として、「騒音に係る環境基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	



凡例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 環境騒音・振動調査地点（事業実施区域敷地境界付近2地点、最寄民家付近1地点）
- 超低周波音（事業実施区域敷地境界付近2地点、最寄民家付近1地点、既存の類似施設敷地境界付近2地点）
- 道路交通騒音・振動調査地点（3地点：工事用車両及び施設関係車両の主要な走行ルート沿道）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

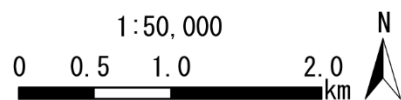


図 6.4-2 騒音・振動現地調査地点位置図

6.4.3 振動

振動に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-18、表 6.4-20、表 6.4-22及び表 6.4-24に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-19、表 6.4-21、表 6.4-23及び表 6.4-25に示すとおりである。

表 6.4-18 事業特性及び地域特性（振動：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・建設工事による建設機械の稼働により、振動の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・対象事業実施区域周辺では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域として第1号区域に指定されている。 ・対象事業実施区域周辺における道路交通振動及び環境振動の測定は行われていない。

表 6.4-19(1) 調査、予測・評価手法等（振動：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
振動	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 振動の状況（環境振動） 2) 地盤の状況 3) 周辺住居等の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		
			1) 振動の状況（環境振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。		
			2) 地盤の状況 既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。（文献調査）		
		調査地域	3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）		
			振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。		
			1) 振動の状況（環境振動） 図 6.4-2 に示す 3 地点（対象事業実施区域敷地境界付近 2 地点及び最寄民家付近 1 地点）とする。		
			2) 地盤の状況 地盤の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）		
		調査期間等	3) 周辺住居等の状況 振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）		
振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間及び時期とする。					
1) 振動の状況（環境振動） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日の既存施設稼働時・非稼働時に各 1 回とする。（24 時間）					
		2) 地盤の状況 直近の情報とする。（文献調査）			
		3) 周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）			

表 6.4-19(2) 調査、予測・評価手法等（振動：建設機械の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	建設機械 の稼働	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、距離減衰式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。	
		予測対象時期等	建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 建設機械の稼働に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」又は「振動感覚閾値」（人が振動を感じ始める値：55dB）等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-20 事業特性及び地域特性（振動：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・工事用車両の走行により、工事用車両走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 ・施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第1種区域に指定されている。 ・対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.4-21(1) 調査、予測・評価手法等（振動：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 振動の状況（道路交通振動） 2) 交通量の状況 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。 2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量及び平均走行速度を計測する。 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
	調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
	調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、工事用車両走行の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号線の沿道の代表地点とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） 図 6.4-2 に示す3地点（主要な走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。 2) 交通量の状況 「1) 振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 「1) 振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 工事用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）		
	調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とする。（12時間） 2) 交通量の状況 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とする。（24時間） 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とする。 4) 工事用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする（文献調査）		

表 6.4-21(2) 調査、予測・評価手法等（振動：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、工事用車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号の沿道の代表地点とする。	
		予測対象時期等	工事用車両の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価></p> <p>工事用車両の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-22 事業特性及び地域特性（振動：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 施設（ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設等）の稼働により、振動の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 対象事業実施区域周辺では、特定工場等において発生する振動の規制区域として第1種区域に指定されている。 対象事業実施区域周辺における環境振動の測定は行われていない。

表 6.4-23(1) 調査、予測・評価手法等（振動：施設の稼働）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法	手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分		
振動	施設の稼働	県技術指針及び生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
	調査すべき情報		1) 振動の状況（環境振動） 2) 地盤の状況 3) 周辺住居等の状況
	調査の基本的な手法		現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 振動の状況（環境振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。
			2) 地盤の状況 既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。（文献調査）
			3) 周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）
	調査地域		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	調査地点		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、対象事業実施区域敷地境界付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。 1) 振動の状況（環境振動） 図 6.4-2 に示す 3 地点（対象事業実施区域敷地境界付近 2 地点及び最寄民家付近 1 地点）とする。
			2) 地盤の状況 地盤の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）
			3) 周辺住居等の状況 振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。（文献調査）
	調査期間等		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間及び時期とする。 1) 振動の状況（環境振動） 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日の既存施設稼働時・非稼働時に各 1 回とする。（24 時間）
			2) 地盤の状況 直近の情報とする。（文献調査）
			3) 周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）
直近の情報とする。（文献調査）			

表 6.4-23(2) 調査、予測・評価手法等（振動：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	施設の稼働	予測の基本的な手法	生活環境調査指針に基づき、距離減衰式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握することができる地点とする。	
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は振動に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設の稼働に係る振動に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」又は「振動感覚閾値」（人が振動を感じ始める値：55dB）等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

表 6.4-24 事業特性及び地域特性（振動：廃棄物の搬出入）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主要な走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に至る現道を施設関連車両が走行する。 施設関連車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第1種区域に指定されている。 対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.4-25 (1) 調査、予測・評価手法等（振動：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目	環境要素の区分	影響要因の区分	調査及び予測・評価の手法	手法の選定理由
振動	廃棄物の搬出入	調査すべき情報	1) 振動の状況（道路交通振動） 2) 交通量の状況 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。 2) 交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量及び平均走行速度を計測する。 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道 52 号及び一般国道 203 号線の沿道の代表地点とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） 図 6.4-2 に示す 3 地点（主要な走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。 2) 交通量の状況 「1) 振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 「1) 振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	
		調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。 1) 振動の状況（道路交通振動） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（12 時間） 2) 交通量の状況 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間） 3) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とする。 4) 施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする。（文献調査）	

表 6.4-25(2) 調査、予測・評価手法等（振動：廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	廃棄物の搬出入	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握することができる地点し、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道52号及び一般国道203号線の沿道の代表地点とする。	
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は振動に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価></p> <p>施設関連車両の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	

6.4.4 悪臭

悪臭に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-26及び表 6.4-28に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-27及び表 6.4-29に示すとおりである。

表 6.4-26 事業特性及び地域特性（悪臭：施設の存在、施設の稼働（機械等の稼働））

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） 施設（ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設等）の存在により、悪臭の漏洩等が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 対象事業実施区域周辺における悪臭の測定は行われていない。

表 6.4-27(1) 調査、予測・評価手法等（悪臭：施設の存在、施設の稼働（機械等の稼働））

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
悪臭	施設の存在、施設の稼働（機械等の稼働）	調査すべき情報	1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数） 2) 気象の状況	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
	1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）			
	特定悪臭物質濃度		「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）に定める方法とする。	
	臭気指数		「嗅覚測定法マニュアル」（平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。	
	調査地域	2) 気象の状況 地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.4-3 参照）		
		悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
	調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、「騒音：施設の稼働」と同様の対象事業実施区域付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。		
		1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）		
		特定悪臭物質濃度	図 6.4-3 に示す 5 地点（対象事業実施区域付近 2 地点、最寄民家付近 1 地点、既存の類似施設 2 地点）とする。	
		臭気指数		
	調査期間等	2) 気象の状況 地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.4-3 参照）		
		悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる時期とする。		
		1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）		
		特定悪臭物質濃度	1 回（夏季）とする。	
臭気指数				
予測の基本的な手法	2) 気象の状況 地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.4-3 参照）			
	既存施設の類似事例における実測値・漏洩防止対策を踏まえ、本事業での漏洩防止対策を考慮した影響の程度を定性的に予測する。			
予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、事業予定地敷地境界及びその周辺とする。			
予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は悪臭に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。			

表 6.4-27(2) 調査、予測・評価手法等（悪臭：施設の存在、施設の稼働（機械等の稼働））

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
悪臭	施設の存在、施設の稼働（機械等の稼働）	評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在や施設の稼働（機械等の稼働）に伴って発生する悪臭に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設の存在や施設の稼働（機械等の稼働）に係る悪臭に関する基準又は目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	(前表参照)

表 6.4-28 事業特性及び地域特性（悪臭：施設の稼働（排ガス））

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・施設（ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設等）の稼働により、煙突排ガスや施設設備等からの悪臭の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・地域特性の調査区域において、気象の調査は実施されていない。 ・対象事業実施区域周辺における悪臭の測定は行われていない。

表 6.4-29(1) 調査、予測・評価手法等（悪臭：施設の稼働（排ガス））


環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
悪臭	施設の稼働（排ガス）	調査すべき情報	1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数） 2) 気象の状況		県技術指針及び生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。			1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）
			特定悪臭物質濃度	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める方法とする。		
			臭気指数	「嗅覚測定法マニュアル」（平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。		
			2) 気象の状況			
			地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表6.4-3参照）			
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
		調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、「騒音：施設の稼働」と同様の対象事業実施区域付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。			1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）
			特定悪臭物質濃度	図6.4-3に示す3地点（対象事業実施区域付近2地点及び最寄民家付近1地点）とする。		
			臭気指数			
			2) 気象の状況			
			地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表6.4-3参照）			
		調査期間等	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる時期とする。			1) 悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）
			特定悪臭物質濃度	1回（夏季）とする。		
			臭気指数			
2) 気象の状況						
地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表6.4-3参照）						


表 6.4-29(2) 調査、予測・評価手法等（悪臭：施設の稼働（排ガス））

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
悪臭	施設の稼働（排ガス）	予測の基本的な手法	ブルーム式及びバフ式による計算を基本とした方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、対象事業実施区域付近及び北側敷地境界の最寄民家付近の地点とする。	
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は悪臭に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働（排ガス）に伴って発生する悪臭に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 施設の稼働（排ガス）に係る悪臭に関する基準又は目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	



凡例

 対象事業実施区域

 悪臭調査地点（事業実施区域敷地境界付近2地点、最寄民家付近1地点、既存の類似施設敷地境界付近2地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

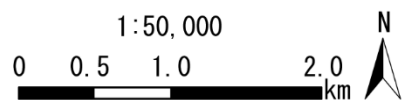


図 6.4-3 悪臭現地調査地点位置図

6.4.5 水質

水質に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-30に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-31に示すとおりである。

表 6.4-30 事業特性及び地域特性（水質：造成等の施工による一時的な影響）

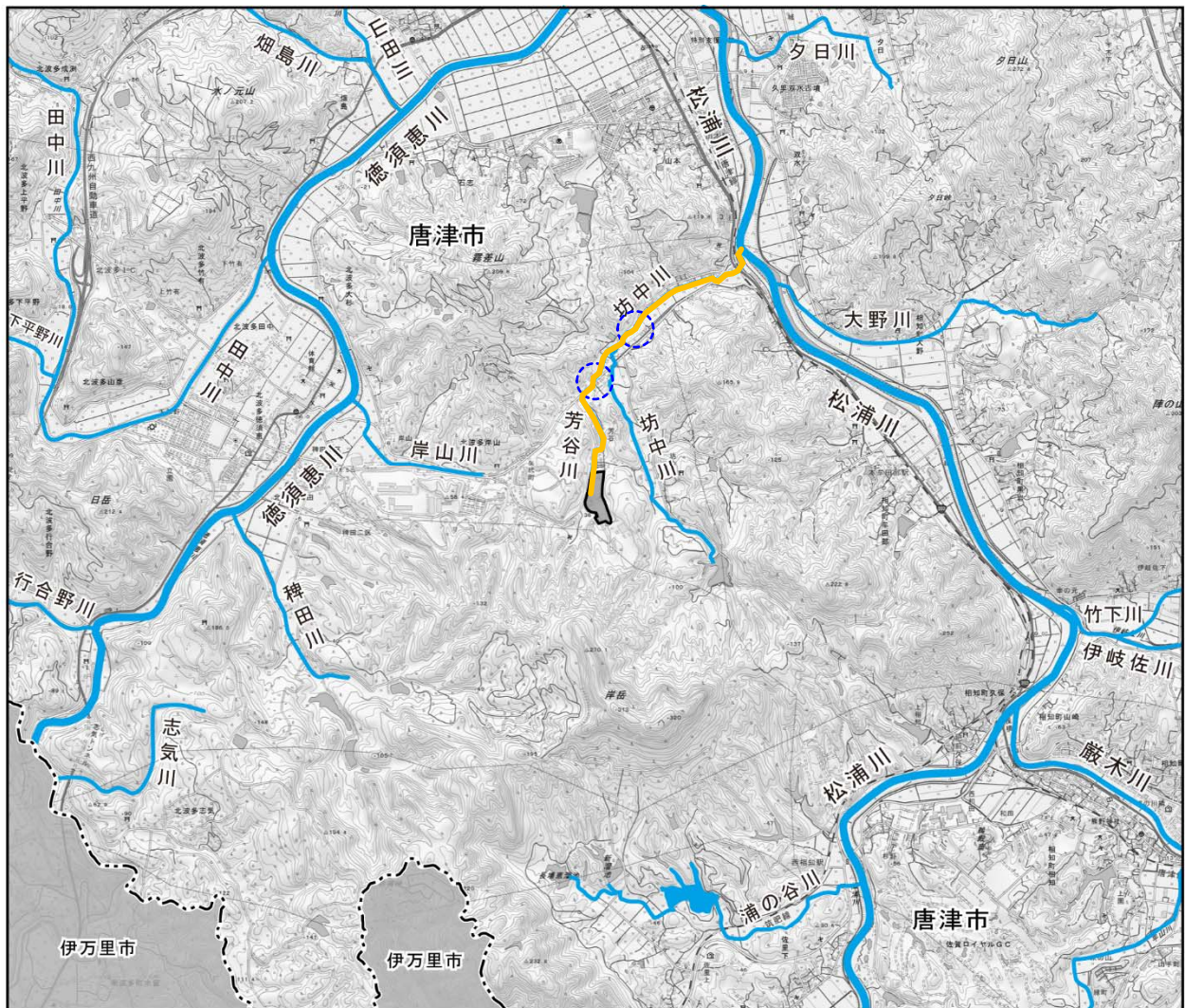
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・土地造成に際して、降雨時には濁水の発生が想定される。 ・工事中の排水は対象事業実施区域西側の河川に放流する予定となっている。また、放流河川は対象事業実施区域の北側で芳谷川と合流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には松浦川水系芳谷川、坊中川があり、芳谷川は坊中川と合流した後、対象事業実施区域の東側を流れる松浦川へ合流する。 ・対象事業実施区域周辺では、徳須恵川、松浦川、巖木川において水質調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成している。

表 6.4-31(1) 調査、予測・評価手法等（水質：造成等の施工による一時的な影響）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
水質（水の濁り）	造成等の施工による一時的な影響	調査すべき情報	1) 水質、流量の状況 3) 土質の状況 2) 流れの状況 4) 気象（降水量）の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。		
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。			
			水質		1) 水質、流量の状況 測定項目は浮遊物質量及び濁度とする。1 回降雨時に浮遊物質量を 1 検体、濁度を 3 検体サンプリングする。 測定手法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に定める方法とする。	
					流量	1 回の降雨時に濁度のサンプリング時の状況を測定する。 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定める方法とする。
					2) 流れの状況	現地調査による流れの状況確認、整理による方法とする。
		調査地域	3) 土質の状況 既存のボーリングコアを用い、JIS A 1204「土の粒度試験方法」に基づく土砂等の粒度組成の分析、JIS M 0201「選炭廃水試験方法」に基づく沈降速度の測定により当該情報の整理及び解析による方法とする。			
			4) 気象（降水量）の状況 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。（文献調査）			
			調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
			調査地点 水の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、工事中の濁水を放流する河川の上 2 地点とする。			
		調査地点	1) 水質、流量の状況		図 6.4-4 に示す地点とする。 2 地点（芳谷川、坊中川）	
2) 流れの状況						
3) 土質の状況	対象事業実施区域付近の造成等の施工が見込まれる範囲における代表 2 箇所の位置とする。					
4) 気象（降水量）の状況	対象事業実施区域近傍の気象観測所の位置とする。					

表 6.4-31(2) 調査、予測・評価手法等（水質：造成等の施工による一時的な影響）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
水質（水 の濁り）	造成等の 施工によ る一時的 な影響	調査期間等	水の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる時期とする。	(前表参照)	
			1) 水質、流量の状況		3回（降雨時）とする。
			2) 流れの状況		
			3) 土質の状況		1回（任意の時期）とする。
			4) 気象（降水量）の状況	直近の10年間とする。	
		予測の基本的な手法	浮遊物質量の物質の収支に関する計算（完全混合式）又は事例の引用もしくは解析とする。		
		予測地域	調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。		
予測地点	水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握することができる地点とし、調査地点と同様とする。				
予測対象時期等	造成等の施工に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。				
評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工に伴う土砂による水の濁りに係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 造成等の施工に伴う排水に係る水質に関する基準又は目標として、現況の水質の状況又は「水質汚濁に係る環境基準」等を参考値として、調査及び予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>				



凡例

- 対象事業実施区域
- 河川
- 対象事業実施区域からの排水経路
- 水質調査地点（芳谷川、坊中川 2 地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

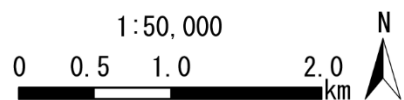


図 6.4-4 水質現地調査地点位置図

6.4.6 地形及び地質（土壌に係る有害物質）

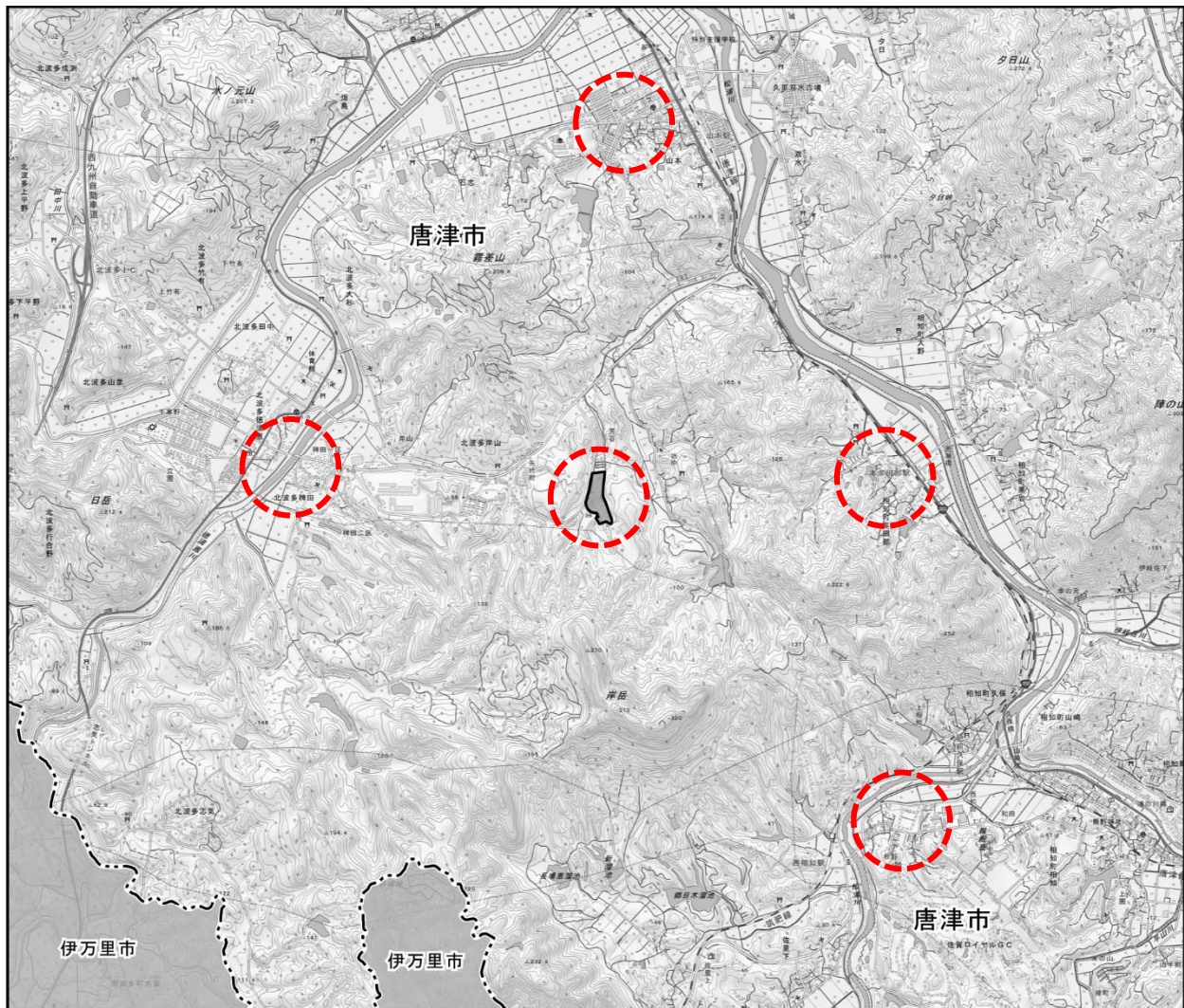
地形及び地質（土壌に係る有害物質）に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-32に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-33に示すとおりである。

表 6.4-32 事業特性及び地域特性（地形及び地質（土壌に係る有害物質）：施設の稼働(排ガス)）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・ごみ焼却施設の稼働により、ごみの焼却に伴うダイオキシン類の排出が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺に保全対象住居等が分布し、最寄住居は対象事業実施区域の北側敷地境界付近に位置している。 ・対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類に関する土壌の調査は行われていない。

表 6.4-33 調査、予測・評価手法等（地形及び地質（土壌に係る有害物質）：施設の稼働(排ガス)）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
地形及び地質（土壌に係る有害物質）	施設の稼働(排ガス)	調査すべき情報	ダイオキシン類の状況（表土）	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
	有害物質	調査の基本的な手法	表土		現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定める方法とする。
			調査地域		土壌の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
		調査地点	土壌の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、対象事業実施区域付近に加え、卓越風向による影響にも留意し、調査地域内の東西南北に位置する集落の代表地点とし、図 6.4-5 に示す 7 地点（対象事業実施区域内 2 地点、対象事業実施区域付近 1 地点及びその周辺集落代表 4 地点）とする。		
		調査期間等	土壌の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間及び時期とし、任意の時期 1 回とする。		
		予測の基本的な手法	大気質（施設の稼働）に係る予測結果を踏まえ、土壌への沈着を予測する方法とする。		
		予測地域	土壌の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とし、調査地域と同様とする。		
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期又は有害物質に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。		
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴い発生する有害物質に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価> 土壌における有害物質に関する基準又は目標として、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>		



凡例



対象事業実施区域



ダイオキシン類の状況（表土）調査地点（対象事業実施区域内2地点、対象事業実施区域付近1地点、
周辺集落代表地点4地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）
に情報を追記したものである。

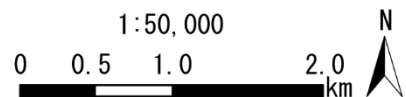


図 6.4-5 地形及び地質調査範囲位置図

6.4.7 動物

動物に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-34に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-35に示すとおりである。

表 6.4-34 事業特性及び地域特性（動物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

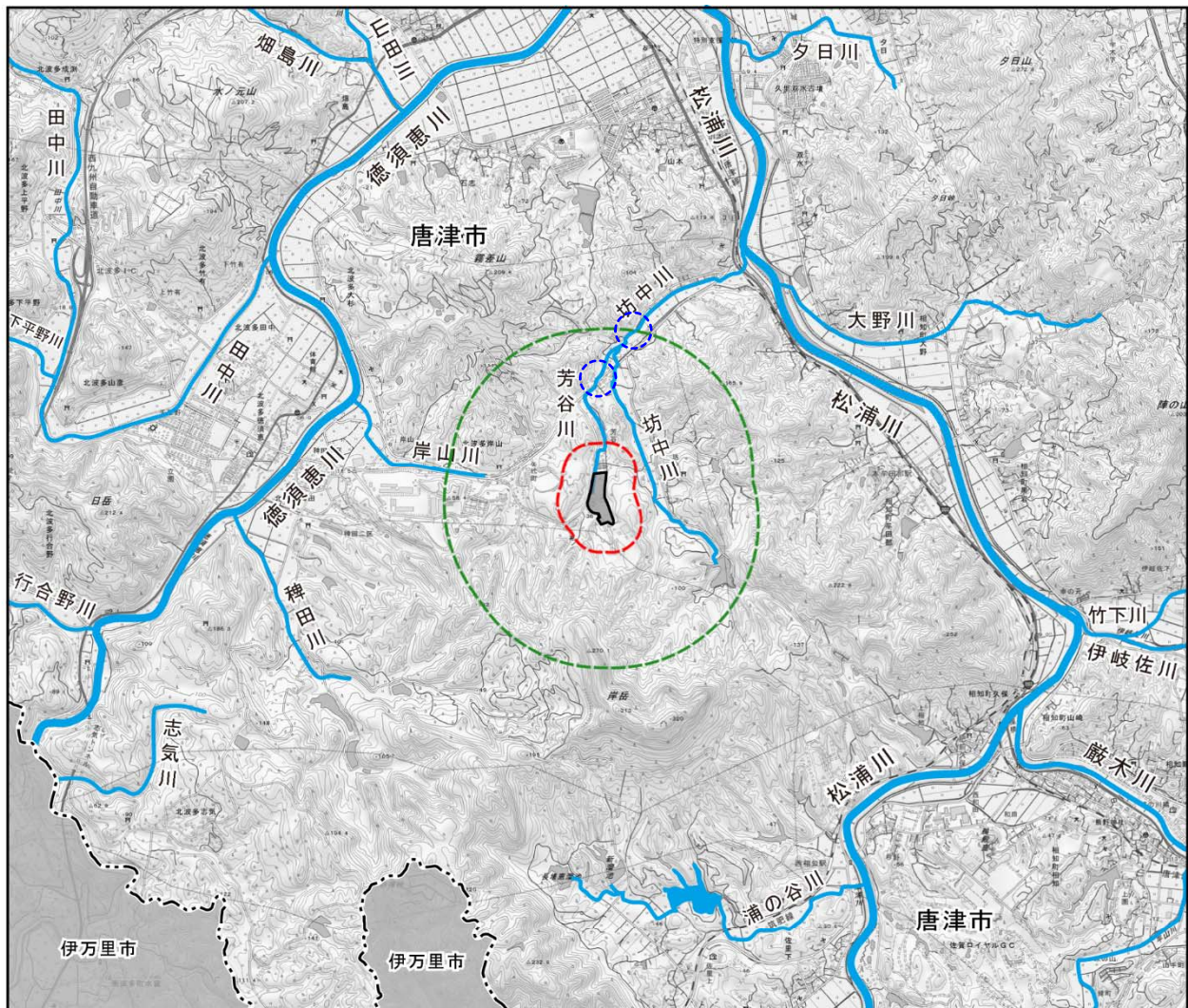
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・土地造成に際しては、土地の直接的な改変を行うほか、降雨時には濁水の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境保全基礎調査（第2回～第5回）」等によると、地域特性の調査区域に生息する可能性のある重要な動物種として哺乳類5種、鳥類51種、両生類8種、爬虫類4種、昆虫類57種、魚類19種、底生動物18種、陸産貝類4種が確認されている。

表 6.4-35(1) 調査、予測・評価手法等（動物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

環境影響評価の項目	影響要因の区分	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
動物	造成等の施工による一時的な影響、地形改変	調査すべき情報	1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相及びその分布の状況 2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	県技術指針及び面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。		哺乳類
	鳥類（一般鳥類）		ルートセンサス法、定点観察法、任意観察法等		
	鳥類（猛禽類）		定点観察法、任意観察法（夜間調査（フクロウ類対象））等		
	両生・爬虫類		任意観察法等		
	昆虫類		任意採集法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法		
	魚類、底生動物		魚類：任意採集法（タモ網、サデ網、投網等）、セルビン等を用いた捕獲、目視観察等 底生動物：定性採取等		
	陸産貝類		任意採集法等		
	調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の地域とし、図 6.4-6 に示す地域とする。		
	調査地点	動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点又は経路とする。	哺乳類		対象事業実施区域及びその周囲200mの範囲
		鳥類（一般鳥類）	対象事業実施区域及びその周囲200mの範囲		
		鳥類（猛禽類）	対象事業実施区域及びその周囲1km程度の範囲		
		両生・爬虫類	対象事業実施区域及びその周囲200mの範囲		
		昆虫類	対象事業実施区域及びその周囲200mの範囲		
		陸産貝類	対象事業実施区域及びその周囲200mの範囲		
		魚類	対象事業実施区域及び濁水を放流する河川の区域：2地点（水質調査地点と同様）		
		底生動物	対象事業実施区域及び濁水を放流する河川の区域：2地点（水質調査地点と同様）		

表 6.4-35(2) 調査、予測・評価手法等（動物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
動物	造成等の施工による一時的な影響、地形改変	調査期間等	動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。	(前表参照)	
			哺乳類		4回（春、夏、秋、冬）
			鳥類（一般鳥類）		4回（春、初夏、秋、冬）
			鳥類（猛禽類）		7回（2月～8月（1営巣期）、各3日連続（内クロウ類調査1日））
			両生・爬虫類		4回（早春、春、夏、秋）
			昆虫類		3回（春、夏、秋）
			陸産貝類		2回（春、秋）
			魚類		4回（春、夏、秋、冬）
			底生動物		4回（春、夏、秋、冬）
		予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析による方法とする。具体的な予測手法は、予測対象とする重要な種の生態的特徴や注目すべき生息地の立地条件により判断する。		
予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様する。				
予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、地形改変（造成工事等）が最大となる時期及び事業活動が定常の状態に達する時期とする。				
評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工や地形改変及び施設存在に伴って発生する動物に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。				



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域周囲 200m (哺乳類、鳥類(一般鳥類)、両生・爬虫類、昆虫類、陸産貝類、魚類、底生動物)
- 対象事業実施区域周囲 1 km (鳥類(猛禽類))
- 河川
- 芳谷川、坊中川 (魚類、底生動物)

※ この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

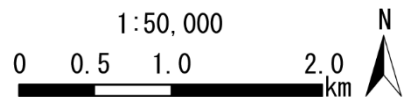


図 6.4-6 動物調査範囲位置図

6.4.8 植物

植物に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-36に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-37に示すとおりである。

表 6.4-36 事業特性及び地域特性（植物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

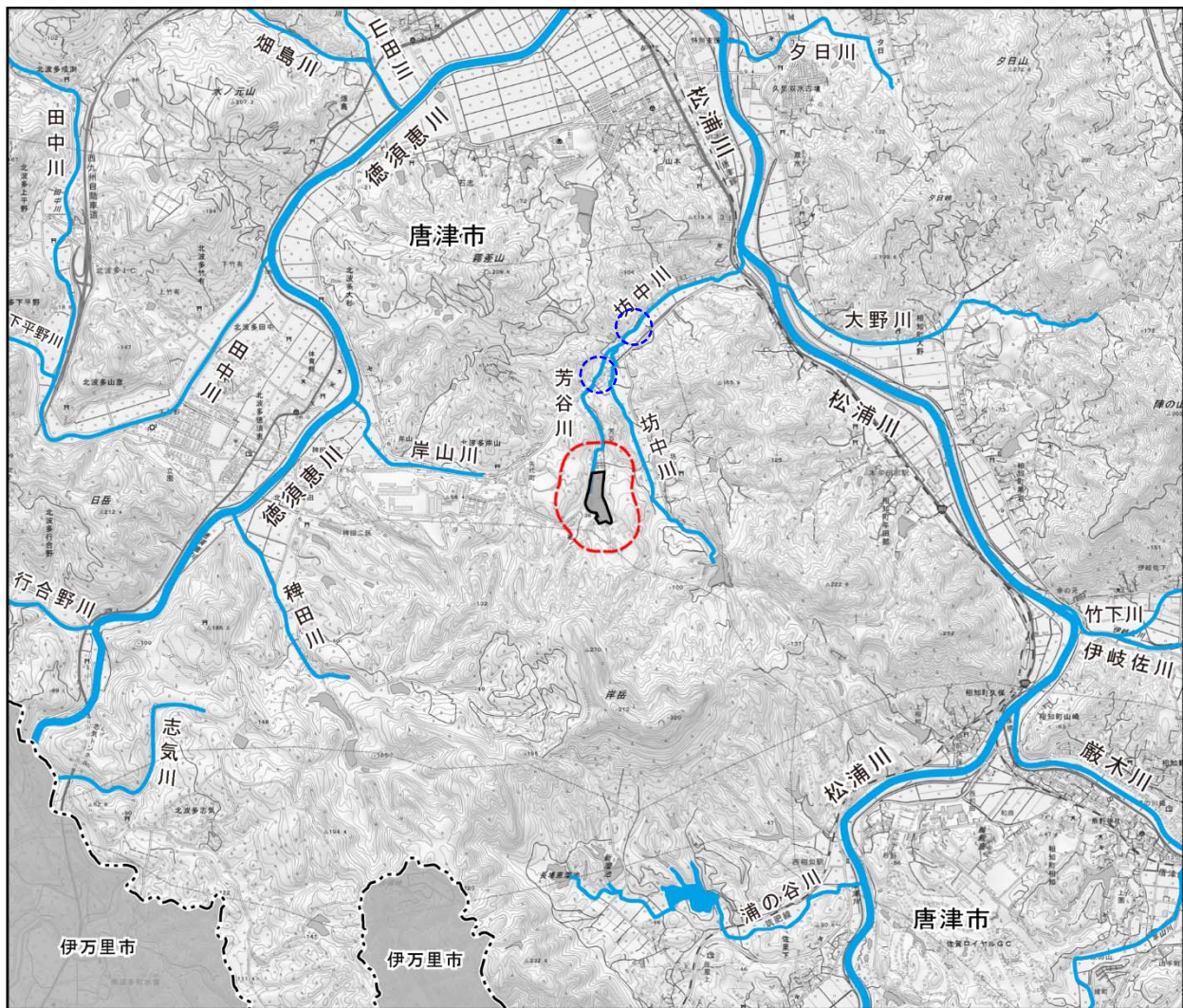
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・ 土地造成に際して土地の直接的な改変を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自然環境保全基礎調査（第 6 回～第 7 回）」等によると、地域特性の調査区域に生育する可能性のある重要な植物種として 183 種が確認されている。 ・ 地域特性の調査区域の重要な植物群落として、「岸岳のツクバネウツギ群落」が挙げられる。 ・ 地域特性の調査区域には、クスノキやスギ、イチヨウ等の巨樹・巨木が 15 箇所分布している。

表 6.4-37(1) 調査、予測・評価手法等（植物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植物	造成等の施工による一時的な影響、地形改変	調査すべき情報	1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 3) 注目すべき生育地の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況	県技術指針及び面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
		植物相	直接観察法、任意採集法、室内分析等	
		植生	植物社会学的手法による植生調査（コドラート調査）等	
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の地域とし、図 6.4-7 に示す地域とする。	
		調査地点	植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点又は経路とする。	
		植物相	対象事業実施区域及びその周囲 200m の範囲及び濁水を放流する河川の区域 2 地点（水質調査地点に同じ）とする。	
		植生	対象事業実施区域及びその周囲 200m 程度の範囲とし、コドラート設置地点については、現地で識別された植物群落ごとに設定する。	
		調査期間等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。	
		植物相	3 回（春、夏、秋）	
植生	1 回（秋）			

表 6.4-37(2) 調査、予測・評価手法等（植物：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
植物	造成等の 施工によ る一時的 な影響、 地形改変	予測の基本的な手 法	植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析による方法とする。具体的な予測手法は、予測対象の重要な種の生態的特徴や重要な群落の立地条件により判断する。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、地形改変（造成工事等）が最大となる時期及び事業活動が定常の状態に達する時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工や地形改変及び施設の存在に伴って発生する植物に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域周囲 200m (植物相 (陸生植物)、植生)
- 河川
- 芳谷川、坊中川 (植物相 (水生植物))

※ この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

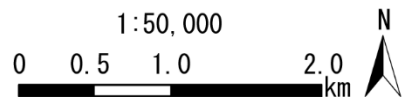


図 6.4-7 植物調査範囲位置図

6.4.9 生態系

生態系に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-38に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-39に示すとおりである。

表 6.4-38 事業特性及び地域特性（生態系：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・土地造成に際しては、土地の直接的な改変を行うほか、降雨時には濁水の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形及び植生区分の対応関係により、地域特性の調査区域の環境は、自然林、二次林、草地、農耕地、市街地・造成地等、開放水域（河川、ため池）の6つの環境類型区分に分類される。 ・地域特性の調査区域は二次林及び農耕地が主要な環境であり、里地・里山の生態系と、松浦川とその支川等の水域の水辺の生態系が分布していると考えられる。

表 6.4-39 調査、予測・評価手法等（生態系：造成等の施工による一時的な影響、地形改変）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	造成等の施工による一時的な影響、地形改変	調査すべき情報	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との相互関係又は生息環境もしくは生育環境の状況	県技術指針及び面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査又は文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とし、「動物」「植物」の現地調査結果を整理・分析する方法とする。	
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の地域とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点又は経路とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析による方法とする。具体的な予測手法は、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測地域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、地形改変（造成工事等）が最大となる時期及び事業活動が定常の状態に達する時期とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工や地形改変に伴って発生する生態系に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	

6.4.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-40に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-41に示すとおりである。

表 6.4-40 事業特性及び地域特性（人と自然との触れ合いの活動の場：
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の使用、廃棄物の搬出入）

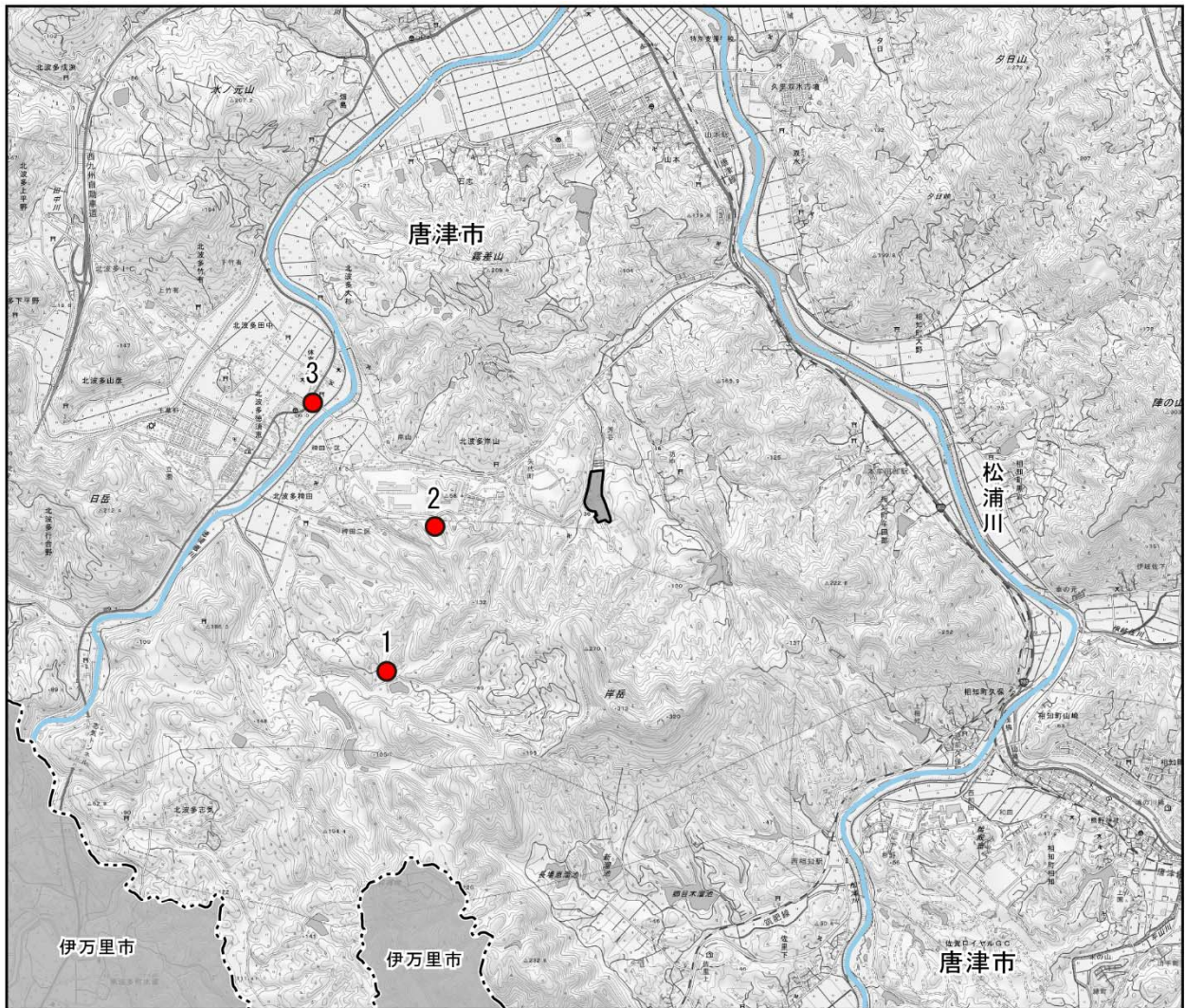
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・施設の使用により、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス特性の変化及び快適性の変化等が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は唐津市北波多に位置し、主に市街地（人為的に造成された平地を主とした土地）及び二次林が主要な環境となっている。また、南側には岸岳が近接している。 ・地域特性の調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場として、徳須恵川遊歩道、松浦川遊歩道、古窯の森公園、四季の丘公園、及び波多川公園等があげられる。

表 6.4-41(1) 調査、予測・評価手法等（人と自然との触れ合いの活動の場：
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の使用、廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
人と自然との触れ合いの活動の場	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の使用、廃棄物の搬出入	調査すべき情報	1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査（利用者数、利用者アンケート）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握することができる地域とし、施設関連車両の主要な走行ルートを対象に対象事業実施区域及びその周辺の地域を含む、図 6.4-8 に示す地域とする。	
		調査地点	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 既存資料調査により把握した人と自然との触れ合いの活動の場のうち、本事業の実施によりアクセス特性の変化、利用性及び快適性の変化が想定される地点とし、施設関連車両の主要な走行ルートである主要地方道52号沿道を含む2kmの範囲に分布する地点とする。	
		調査期間等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とし、夏季を基本（対象施設等の特性に応じた時期）に調査する。	
	予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析による方法とする。 ア 予測対象に対する直接改変の程度の予測 イ 予測対象から見る風景の変化の予測 ウ 予測対象へのアクセス特性の変化の予測		

表 6.4-41(2) 調査、予測・評価手法等（人と自然との触れ合いの活動の場：
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の存在、廃棄物の搬出入）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
人と自然との触れ合いの活動の場	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、施設の存在、廃棄物の搬出入	予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	(前表参照)
		予測対象時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、工事中及び供用後とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や施設の存在、廃棄物の搬出入に伴って発生する人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	



凡例

- 対象事業実施区域
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 河川

	No.	名称
活動の場 触れ合いの	1	古窯の森公園
	2	四季の丘公園
	3	波多川公園

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

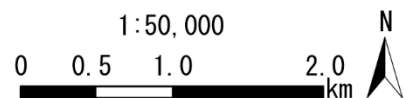


図 6.4-8 人と自然との触れ合いの活動の場現地調査地点位置図

6.4.11 景観

景観に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-42に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-43に示すとおりである。

表 6.4-42 事業特性及び地域特性（景観：施設の存在）

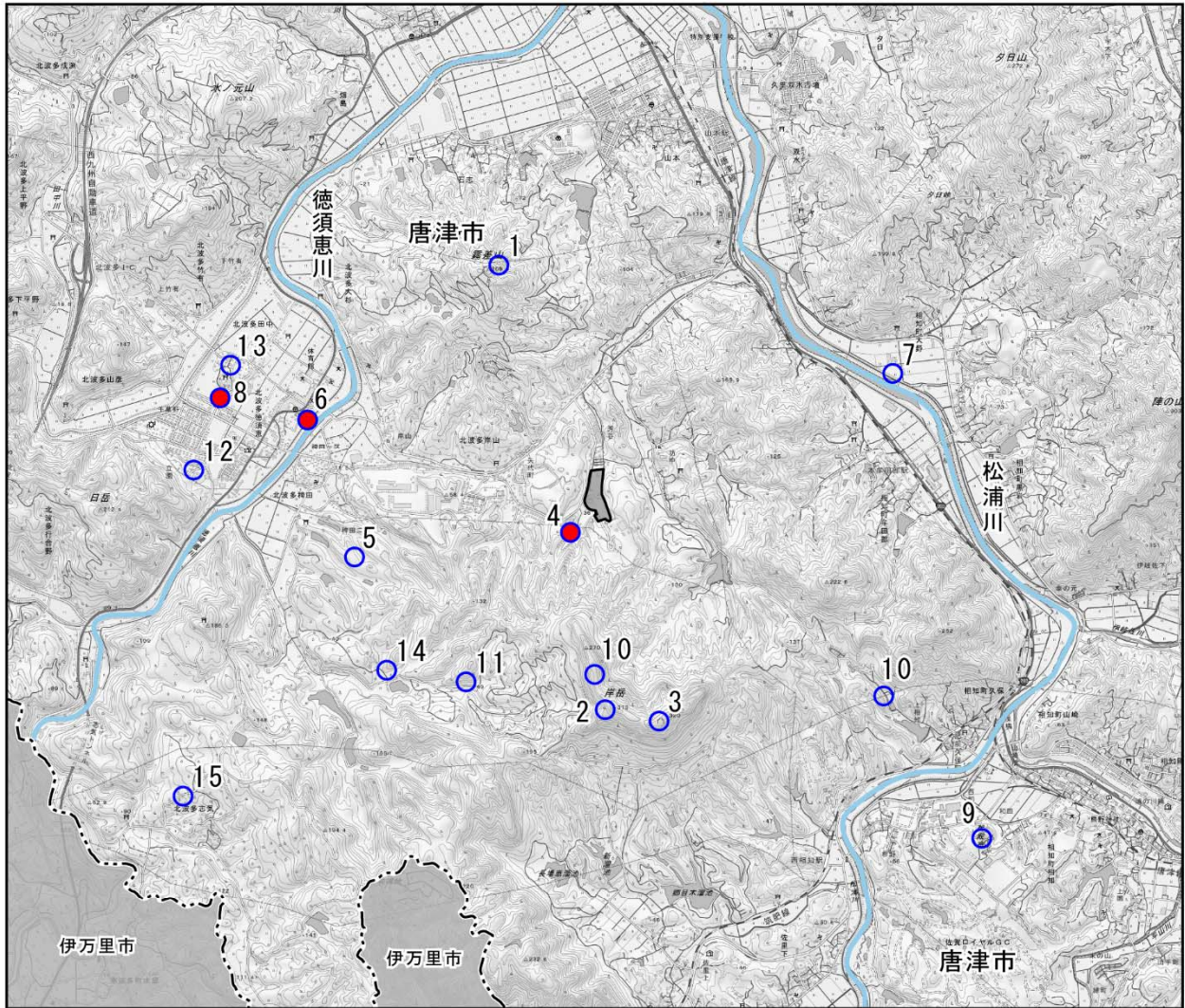
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・施設の存在に関して、ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の建屋及び煙突が出現する。 ・計画段階の検討の結果、煙突高さ（59m または 80m）に係る複数案間において、景観への影響は 59m が優位となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は唐津市北波多に位置し、主に市街地（人為的に造成された平地を主とした土地）及び二次林が主要な環境となっている。また、南側には岸岳が近接している。 ・対象事業実施区域のある唐津市は佐賀県における景観行政団体に位置づけられている他、「唐津市景観計画」における重点区域には指定されていないものの、「松浦川流域ゾーン」に区分されており、景観形成の基本方針が示されている。本事業においては、唐津市景観計画における景観形成の基本方針「岸岳、作礼山など連続的な山林景観を保全する。」等を考慮した景観保全を図る方針とする。 ・地域特性の調査区域の主要な眺望点及び景観資源には、自然景観資源として選定されている岸岳や、県指定史跡の岸岳城跡等があげられる。

表 6.4-43 (1) 調査、予測・評価手法等（景観：施設の存在）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	施設の存在	調査すべき情報	1) 主要な眺望点の概況 2) 主要な眺望景観の状況 3) 景観資源の状況	県技術指針に及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査（現地踏査及び景観写真撮影等）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
		調査地域	主要な眺望点の状況、主要な眺望景観の状況及び景観資源の状況を適切に把握することができる地域とし、中景域にあたる 3km 以内の範囲を含む、図 6.4-9 に示す地域とする。	
		調査地点	調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	
		1) 主要な眺望点の状況 2) 主要な眺望景観の状況	現地踏査を踏まえて設定した主要な眺望点 (3 地点程度)	
		3) 景観資源の状況	既存資料調査により把握した主要な景観資源及び対象事業実施区域周辺の景観を特徴づける景観資源	

表 6.4-43(2) 調査、予測・評価手法等（景観：施設の存在）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
景観	施設の存在	調査期間等	調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。 なお、主要な眺望景観については、4季（春、夏、秋、冬）を対象に調査する。	(前表参照)
		予測の基本的な手法	主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についてのフォトモンタージュを作成する方法とする。 ア 主要な眺望点及び景観資源に対する直接改変の程度の予測 イ 主要な眺望点から見る風景の変化の予測（フォトモンタージュ作成）	
		予測地域	調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、供用後とする。	
		評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する景観に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p><基準又は目標との整合に係る評価></p> <p>施設の稼働に係る景観に関する基準又は目標として、「唐津市景観計画」で定められた「松浦川流域ゾーン」等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>	



凡例

対象事業実施区域

主要な眺望点

景観資源

河川

No.	名称	主要な眺望点	景観資源
1	霧差山	-	○
2	岸岳	-	○
3	岸岳城跡	-	○
4	鬼子岳城跡 法安寺	○	○
5	波多城跡	-	○
6	徳須恵川遊歩道	○	○
7	松浦川遊歩道	-	○
8	北波多集落	○	○
9	鶴殿窟	-	○
10	岸岳のツクバネウツギ群落	-	○
11	岸岳古窯跡群 飯洞壘下窯跡	-	○
12	瑞巖寺跡	-	○
13	田中親王塚古墳	-	○
14	古窯の森公園	-	○
15	志気の大シャクナゲ	-	○

※ この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院) に情報を追記したものである。

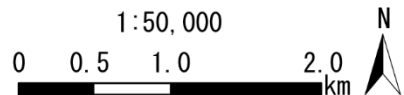


図 6.4-9 景観現地調査地点位置図

6.4.12 歴史的文化的遺産

歴史的文化的遺産に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-44に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-45に示すとおりである。

表 6.4-44 事業特性及び地域特性（歴史的文化的遺産：地形改変及び施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・地形改変及び施設の存在により、事業実施区域付近の歴史的文化的遺産に直接的な改変が生じることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には、史跡が10件（肥前陶器窯跡や岸岳城跡等）、天然記念物（志気シャクナゲ）が1件指定されているが、名勝地の指定はない。また、対象事業実施区域周辺に重要伝統的建造物群保存地区はない。 ・対象事業実施区域付近には埋蔵文化財包蔵地として芳谷炭坑跡が存在する。

表 6.4-45 調査、予測・評価手法等（歴史的文化的遺産：地形改変及び施設の存在）

環境影響評価の項目		調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
文化財	地形改変及び施設の存在	調査すべき情報	歴史的文化的遺産の分布状況及びその周辺の状況	県技術指針等に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
		調査地域	歴史的文化的遺産に対する直接改変の影響を勘案して、対象事業実施区域及びその周辺とする。	
		調査地点	歴史的文化的遺産の特性を踏まえて調査地域における歴史的文化的遺産に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	
		調査期間等	歴史的文化的遺産の特性を踏まえて調査地域における歴史的文化的遺産に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯とする。	
		予測の基本的な手法	歴史的文化的遺産についての分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行うこととし、必要に応じ学識経験者等の意見を参考とする。	
		予測地域	調査地域のうち、歴史的文化的遺産の特性を踏まえて歴史的文化的遺産に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	歴史的文化的遺産の特性を踏まえて歴史的文化的遺産に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、工事中及び供用後とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により地形改変及び施設の存在に伴って発生する歴史的文化的遺産に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	

6.4.13 廃棄物等

廃棄物等に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-46に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-47に示すとおりである。

表 6.4-46 事業特性及び地域特性（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響、廃棄物の発生）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約 3.7ha） ・工事の実施（造成工事・建設工事）により、建設副産物が発生する。 ・施設の稼働時には、ごみ処理後の廃棄物が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・唐津市における一般廃棄物について、令和6年度のごみ総排出量は37,153t、直接資源化量は4,754t、リサイクル率は16.9%、直接焼却量は28,827tとなっている。 ・佐賀県における令和4年度の産業廃棄物総排出量は3,142千tとなっている。

表 6.4-47 調査、予測・評価手法等（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響、廃棄物の発生）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
廃棄物等	造成等の施工による一時的な影響、廃棄物の発生	調査すべき情報	1) 造成・建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2) 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	既存資料の整理及び事業計画に基づき、発生が見込まれる建設副産物（建設発生土及び樹木伐採等）の種類及び発生量、施設稼働後に発生する焼却残渣等の発生量を推定する方法とする。		
			建設副産物		・建設発生土は事業計画から推定 ・その他建設廃棄物は類似工事事例と事業計画から推定
			焼却残渣等		・事業計画に基づく推定
		調査地域	対象事業実施区域付近の範囲を基本とする。		
		予測の基本的な手法	廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理・処分の計画を踏まえ、廃棄物等の発生に伴う影響の程度について、定性的に予測する方法とする。		
		予測地域	対象事業実施区域付近の範囲を基本とする。		
		予測対象時期等	廃棄物等に係る環境影響が最大となる時期又は事業活動が定常の状態となる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期とする。		
			建設副産物		造成等の工事を実施する時期とする。
			焼却残渣等		施設の定常的な稼働が見込まれる時期とする。
評価手法	<p><回避・低減に係る評価></p> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により発生が見込まれる建設副産物及び焼却残渣に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。				

6.4.14 温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る事業特性及び地域特性は表 6.4-48に、調査及び予測・評価の手法並びにその選定理由等は表 6.4-49に示すとおりである。

表 6.4-48 事業特性及び地域特性（温室効果ガス：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設の設置・運営を行うものである。（敷地面積約3.7ha） ・施設の稼働により、ごみの焼却や機材の稼働が想定される。 ・施設整備の理念・基本方針において、施設の省エネルギー化及び太陽光発電等の自然エネルギーの導入により温室効果ガスの発生を抑制することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県では「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」が策定されており、県の温室効果ガスの削減目標は「2030年度において、2013年度比60%減」と設定されている。 ・唐津市は「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、市民・事業者、行政が一体となって取り組むこととしている。

表 6.4-49 調査、予測・評価手法等（温室効果ガス：施設の稼働）

環境影響評価の項目	調査及び予測・評価の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
温室効果ガス	施設の稼働	調査すべき情報	発生する温室効果ガス等の種類及びその量	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	既存資料の整理及び事業計画に基づき、発生が見込まれる温室効果ガス等の種類及び発生量等を推定する方法とする。	
		調査地域	対象事業実施区域付近の範囲を基本とする。	
		予測の基本的な手法	温室効果ガスの排出量の把握又は事例の引用若しくは解析による方法とする。 工事計画及び施設計画から温室効果ガス等の排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省、経済産業省）等に基づき試算する方法を基本とする。 なお、施設の稼働に係る予測においては、発電による温室効果ガスの削減効果も考慮する。	
		予測地域	対象事業実施区域付近の範囲を基本とする。	
		予測対象時期等	事業活動が定常の状態に達する時期とする。	
		評価手法	<回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働（排ガス）に伴って発生する温室効果ガスに係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、施設の稼働に係る評価においては、発電等による温室効果ガスの削減効果も考慮する。	

第7章 その他の事項

7.1 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

本事業においては、佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づき計画段階環境配慮書（令和7年12月）を作成し、計画段階における環境への配慮について検討を行ってきた。配慮書においては、環境面の影響に差異が生じることが考えられる「建造物等の構造に係る煙突高さ」を対象とした複数案を設定し、大気質及び景観に対する影響の程度について比較・評価を行った。

当該配慮書における建造物等の構造（煙突高さ）に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 7.1-1に示すとおりである。

計画段階配慮事項（大気質・景観）に係る影響の予測・評価の結果、大気質については、いずれの案も環境基準を満足し、相対的にも影響の大きな差異はないと考えられることから、いずれの案も影響の程度は同等と評価した。一方、景観については、いずれの案も影響は小さいと考えられるものの、A案（煙突高さ59m）はB案（煙突高さ80m）に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価した。

以上の配慮書における大気質及び景観の評価結果並びに「5章 5.2 一般の意見及び事業者の見解」に示した一般の意見等も踏まえ、煙突高さは59mとすることに決定した。

表 7.1-1 複数案間の評価結果（建造物等の構造：煙突高さ）

項目	A 案（煙突高さ 59m）	B 案（煙突高さ 80m）	
大気質	<p>環境影響の程度について、年平均値については、A 案の方が寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるものの、将来濃度は BG 濃度と概ね同様の値となり、B 案との差異は生じない。また、1 時間値については、A 案の方が若干高くなる又は概ね同等となり、大きな差異はないと考えられる。</p> <p>環境基準等との整合については、将来濃度は、年平均値・1 時間値ともに、全ての予測項目で基準値等を満足することから、影響は小さいと評価する。</p>	<p>環境影響の程度について、年平均値については、B 案の方が寄与濃度は若干低くなる傾向が見られるものの、将来濃度は BG 濃度と概ね同様の値となり、A 案との差異は生じない。また、1 時間値については、B 案の方が若干低くなる又は概ね同等となり、大きな差異はないと考えられる。</p> <p>環境基準等との整合については、将来濃度は、年平均値・1 時間値ともに、全ての予測項目で基準値等を満足することから、影響は小さいと評価する。</p>	○
景 観	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、A 案については、煙突頂部が若干視認される程度である。</p> <p>視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も圧迫感が感じ始められるとされる 18 度より小さいが、A 案の方が相対的に小さい。</p> <p>また、現況との比較では、A 案では現況より視認性は小さくなる。</p> <p>なお、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。</p>	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認される。</p> <p>視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も圧迫感が感じ始められるとされる 18 度より小さいが、B 案の方が相対的に大きい。</p> <p>また、現況との比較では、視認性は現況と同程度となる。</p> <p>なお、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。</p>	△

注) ○は環境影響の観点で優位であること、△は環境影響の観点で相対的に劣ることを示す。

【 資 料 編 】

資料 1	その他の環境要素に係る現況調査の計画	資-1
1.1	大気質（微小粒子状物質）	資-1
1.2	水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）	資-3
1.3	土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）	資-5

資料 1 その他の環境要素に係る現況調査の計画

「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」において、事業特性及び地域特性等を踏まえて対象事業に係る環境影響評価項目を選定した結果、環境影響評価の対象外とした環境要素のうち、参考として事業実施前の現況把握を行う項目（「大気質（微小粒子状物質）」、「水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）」、「土壌汚染（表土：ダイオキシン以外の項目、地下水）」（第6章 6.4 現況調査の実施計画及び予測手法」参照）の調査手法は、表1～表3に示すとおりである。

1.1 大気質（微小粒子状物質）

大気質（微小粒子状物質）の調査手法は、表1に示すとおりである。

表 1 大気質（微小粒子状物質）調査手法

項目	内容
調査すべき情報	大気質（微小粒子状物質）の濃度の状況
調査の基本的な手法	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法とする。
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質物質に係る現況把握を行うために適切かつ効果的な地域とする。
調査地点	図 1 に示す 1 地点（対象事業実施区域付近）とする。
調査期間等	1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 大気質（微小粒子状物質）調査地点（対象事業実施区域付近1地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

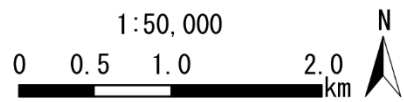


図1 大気質（微小粒子状物質）現地調査地点位置図

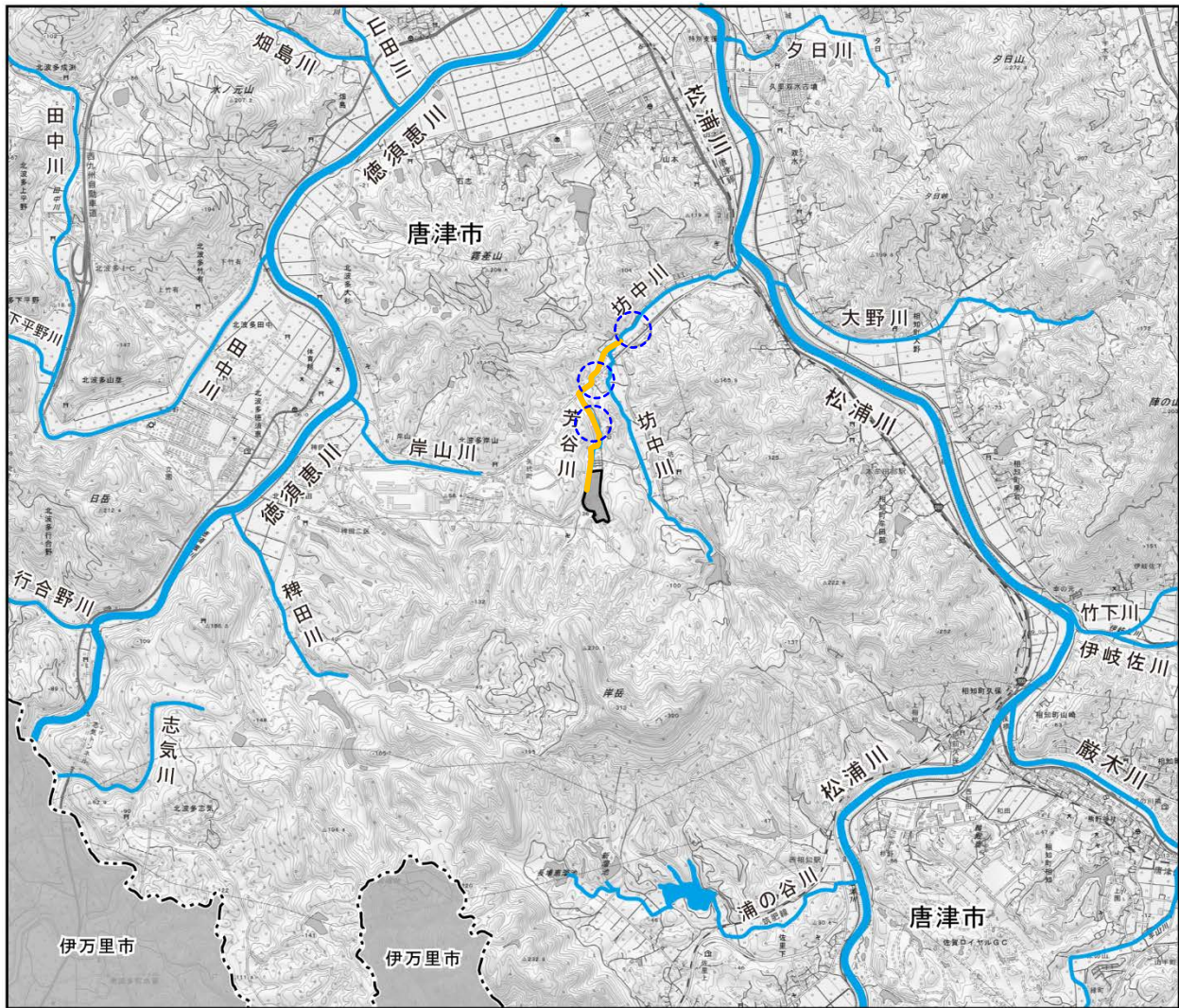
1.2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）

水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）の調査手法は、表2に示すとおりである。

表2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）調査手法

項目	内容	
調査すべき情報	1)生活環境項目の状況 2)有害物質の状況 3)流れの状況	
調査の基本的な手法	1)生活環境項目の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に定める方法とする。	
	2)有害物質の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「日本産業規格 K0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」等に定める方法とする。	
	3)流れの状況 「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法とする。	
調査地域	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る現況把握を行うために適切かつ効果的な地域とする。	
調査地点	1)生活環境項目の状況	図2に示す地点とする。 3地点（放流先河川、芳谷川、坊中川）
	2)有害物質の状況	
	3)流れの状況	
調査期間等	1)生活環境項目の状況	4回（春、夏、秋、冬）とする。
	2)有害物質の状況	代表的な1季（冬）とする。
	3)流れの状況	4回（春、夏、秋、冬）とする。

注1) 生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、水温、透明度を対象とする。
 注2) 有害物質：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類の28項目を対象とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 河川
- 対象事業実施区域からの排水経路
- 水質調査地点（水の汚れ、水質に係る有害物質）（放流先河川、芳谷川、坊中川 3 地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

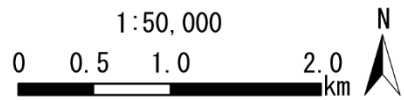


図2 水質（水の汚れ、水質に係る有害物質）現地調査地点位置図

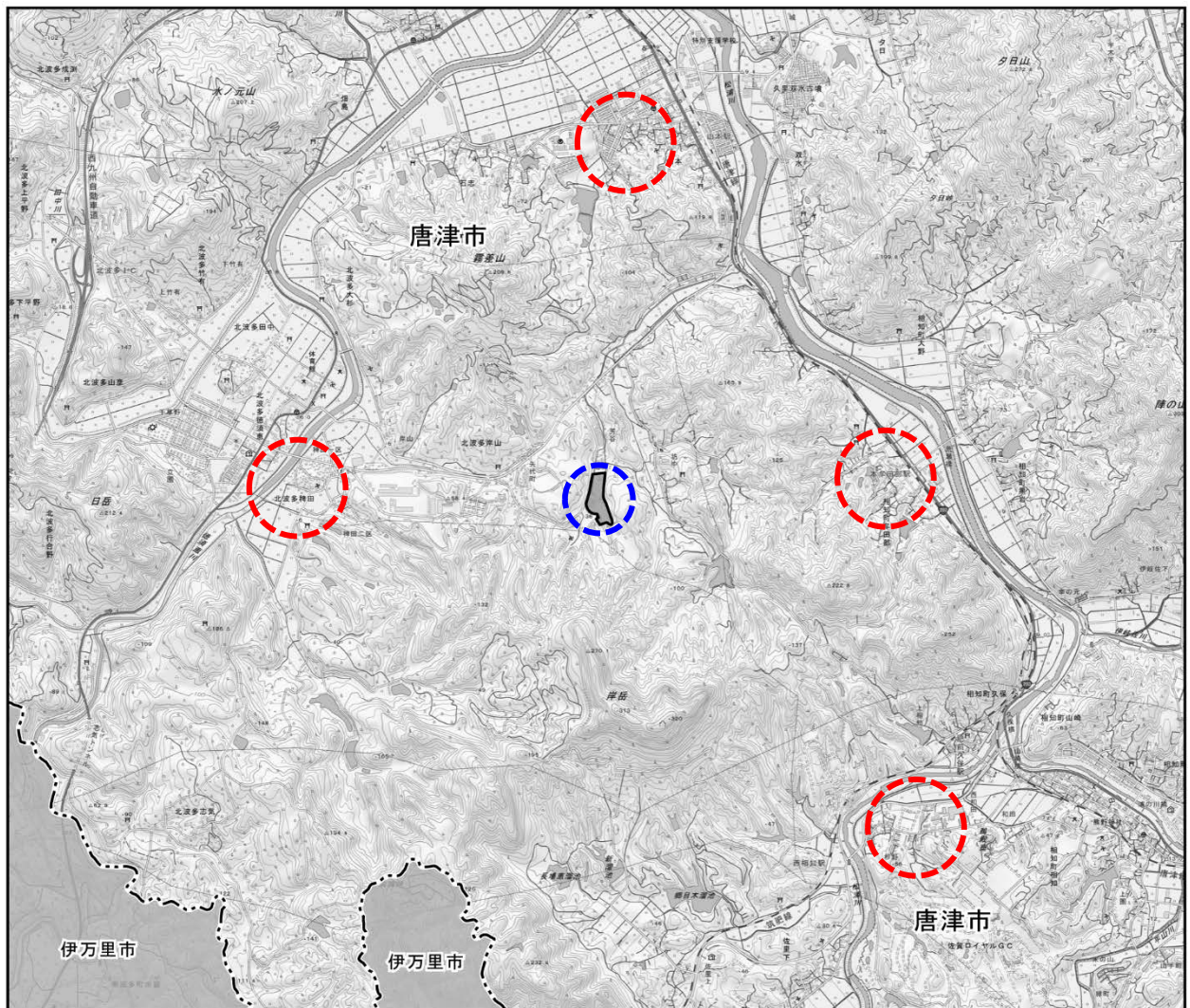
1.3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）

土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）の調査手法は、表3に示すとおりである。

表3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）調査手法

項目	内容	
調査すべき情報	1) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目） ^注 の状況（表土、地下水） 3) 地下水位の状況 2) ダイオキシン類の状況（地下水）	
調査の基本的な手法	1) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目）の状況（表土、地下水）	
	表土	「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示第46号）に定める方法とする。
	地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）に定める方法とする。
	2) ダイオキシン類の状況（地下水）	
	地下水	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）に定める方法とする。
3) 地下水位の状況		
水位計による計測による手法とする。		
調査地点	1) 土壌汚染の状況（表土、地下水）	図3に示す表土：7地点（対象事業実施区域内2地点、対象事業実施区域付近1地点及びその周辺集落代表4地点）、地下水：3地点（対象事業実施区域付近）とする。
	2) ダイオキシン類の状況（地下水）	図3に示す3地点（対象事業実施区域内）とする。
	3) 地下水位の状況	3地点（対象事業実施区域内）
調査期間等	1) 土壌汚染の状況（表土、地下水）	1回（冬季）とする。
	2) ダイオキシン類の状況（地下水）	1回（冬季）とする。
	3) 地下水位の状況	12回（1回/月）とする。

注) 土壌汚染（ダイオキシン類以外の項目）：カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの計29項目を対象とする。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壌汚染（表土）調査地点（周辺集落代表地点4地点）
- 土壌汚染（表土、地下水）・ダイオキシン類（地下水）調査地点（対象事業実施区域内3地点）

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

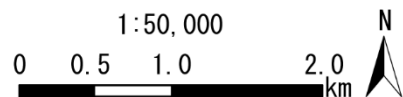


図3 土壌汚染（表土：ダイオキシン類以外の項目、地下水）現地調査地点位置図